



2022年8月5日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木内 孝胤  
(コード: 9318 東証スタンダード)  
問合せ先 IR・総務チーム 村井 良多  
(TEL. 03-5534-9614)

## 監査役会による「融資証明書」に関する調査報告書公表のお知らせ

2022年6月27日付け適時開示「第102回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、日本取引所自主規制法人による往査で社内帳票等の調査が行われ、その中で融資金額100億円と記載された「融資証明書」(以下「本書」といいます。)が発見されました。このことを受けて、当社では、監査役会による本書に関する調査(以下、「本調査」といいます。)が行われておりました。

その後、同年7月6日付け適時開示「(開示事項の経過) 監査役会による継続調査及び特別損失の計上に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、本調査の一環として、会社から独立した中立・公正な外部専門家を活用した調査を実施し、外部専門家調査結果を踏まえて、監査役会において調査報告書を取り纏め、2022年7月下旬迄に調査報告書を公表することを予定しておりました。

しかしながら、同年7月29日付け適時開示「(開示事項の経過) 監査役会による調査報告書の公表延期に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、外部専門家調査として委嘱した藤井寿弁護士・菅沼匠弁護士・南史人弁護士による調査報告書(以下、「外部専門家による調査報告書」といいます。)を踏まえて、監査役会として調査報告書を作成するにあたり、法令解釈や事実のあてはめについて、当社顧問弁護士にも意見を求めたところ、複数の法律専門家から意見聴取したうえで、より慎重に判断するべきとの助言が当社にあったことから、監査役会による調査報告書の公表を1週間延期し、大下良仁弁護士から意見書(以下、「意見書」といいます。)を取得することを決定しました。

その後、監査役会として、外部専門家による調査報告書及び意見書を踏まえて、慎重に検討した結果、アンセム ウォン代表取締役(当時)による本書の作成行為につき、任務懈怠責任等の法的責任が生じることはないと判断し、本日開催の取締役会において、監査役会より「監査役会による「融資証明書」に関する調査報告書」(以下、「本報告書」といいます。)が提出されました。

本報告書の提出を受けて、取締役会として、法的責任は認められないもののアンセム ウォン取締役及び徐天雄取締役に対して口頭注意がなされました。

なお、監査役会においては、件外調査(本件と類似・関連した案件を含むがこれに限らない。以下、「件外調査」といいます。)を継続しており、件外調査の結果、当社の内部管理体制に影響を及ぼす事実が発見された場合には、再度、当該事実に対して原因分析を行い、再発防止策を公表いたします。

別紙：監査役会による「融資証明書」に関する調査報告書

外部専門家調査として委嘱した藤井寿弁護士・菅沼匠弁護士・南史人弁護士による「調査報告書」  
大下良仁弁護士による「意見書」

以上

監査役会による「融資証明書」に関する調査報告書

2022年8月5日

アジア開発キャピタル株式会社 取締役会 御中

アジア開発キャピタル株式会社

監査役会

## 第1 外部専門家に対する調査委嘱

### 1. 外部専門家による調査の内容

1. 独立した外部専門家による事実認定
2. 独立した外部専門家による追加調査の必要性の判断及び追加調査実施時の遂行
3. その他、法的調査・助言・検証

### 2. 外部専門家調査依頼先

リンクパートナーズ法律事務所

弁護士 藤井 寿 氏

弁護士 菅沼 匠 氏

弁護士 南 史人 氏

### 3. 外部専門家調査の対象、範囲

1. 本件融資証明書作成に係る経緯及び実態
2. 本件融資証明書の法的拘束力
3. 本件融資証明書作成による法令、社内規程違反の有無及び内容
4. その他、調査担当が必要と認めた事項

### 4. 外部専門家の調査報告書の内容

別添「調査報告書」のとおり。

## 第2 第1の調査結果についての別の外部専門家の法律意見の聴取

弁護士 大下良仁氏から、第1の調査報告書について、その事実認定を前提として、法律解釈や事実のあてはめに対する法律意見を得た。

別添「意見書」のとおり。

## 第3 監査役会の見解

### 1. 監査役会が認定した事実

#### (1) 本件融資証明書作成に至る経緯

本件融資証明書の作成は、2022年3月上旬 [ ]  
[ ] 代表取締役の [ ] から当社連結子会社の [ ]  
[ ] の代表取締役である [ ] に対し、  
[ ] が購入を検討している不動産（以下「本件不動産」という）の購入資金の融資について相談があったことに起因する。当該相談において、[ ] は、当社の株主である [ ] から  
の融資を検討していると述べ、[ ] に対し、[ ] と強いつながりを持つアンセムウォン氏を通じて [ ] から  
の融資を取り次いでほしいという相談であった。

[ ] は、同相談を受け、同時期ころ、アンセムウォン氏にこれを伝えた。そうした

ところ、アンセムウォン氏は、[ ]に対し、[ ]から直接[ ]に融資をすることは難しいと思うが、当社を経由し、実質的に当社が[ ]の支払を保証するような立場で融資に関与する限りにおいては融資を実現できるかもしれないと説明した。そこで、[ ]は、その説明をもとに[ ]に当該融資の適否を確認することにした。

また、[ ]は、同時期ころ、当該融資の実現に向けた調整に並行し、アンセムウォン氏に対し、当該融資にかかる融資証明書の発行を打診した。これは、[ ]から、当初の融資相談時に、本件不動産の売買契約に先駆け、[ ]として融資証明書が必要となる旨説明を受けていたためである。

アンセムウォン氏は、2022年3月25日、同打診を受け、詳細な融資条件が詰まっていない段階にあって単なる融資の準備行為であるという理解の下、[ ]から受領した融資証明書を秘書である[ ]に手渡し、当社を名義人とする本件融資証明書（詳細は次(2)）が作成された。

ところが、アンセムウォン氏は、[ ]より、当社のレピュテーションを理由として本件不動産の譲渡元側がこの融資を断ったと聞かされた。なお、アンセムウォン氏は同日中に、本件融資証明書をシュレッダーにかけて破棄した。したがって、本件融資証明書は、作成された後、アンセムウォン氏を除き、何人に対しても交付されていない。

なお、前記の経緯のとおりであり、アンセムウォン氏と[ ]とは、本件融資証明書に関して個別の接点を有していない。また、アンセムウォン氏、[ ]及び[ ]の間では、本件融資証明書に記載されている以外の詳細な融資条件について一切の協議は実施されておらず、かつ、本件融資証明書に掲げられている停止条件にかかる[ ]と当社の融資交渉も一切行われていない。

## (2) 本件融資証明書の内容

本件融資証明書の作成日付は2022年3月25日、作成名義人は当社、宛名は[ ]であり、作成名義人の記名欄には、当社の代表者印の捺印がある。

本件融資証明書には、「弊社は、貴社または貴社ご指定のSPCに以下の通り、融資することを本書にてお示しいたします。」と記載され、融資の条件として、下記の記載がある。

### 記

- 1 融資金額 金100億円也
- 2 実行日 2022年4月30日限り
- 3 資金使途 後記不動産の取得資金
- 4 融資利率 別途合意と致します。
- 5 返済日 別途合意と致します。
- 6 本書の有効期限は、2022年4月30日限りとさせていただきます。ま

た、本融資は、別添の [REDACTED] による弊社グループへのファイナンスを停止条件と致します。

以上

### (3) 本件融資証明書にかかる押印申請手続

本件融資証明は、2022年3月25日付にて作成されている。

一方、当社における押印管理を行う押印簿は2022年3月29日付で記録されている。本件融資証明書に関して作成された捺印申請書は、アンセムウォン氏から本件融資証明書の処理を依頼された前記 [REDACTED] に代わって別の従業員が代印にて捺印し、管理部長印も2022年3月29日付にて捺印され、かつ、決裁部署である総務部の承認印にも2022年4月1日付捺印（但し、その下に2022年3月25日付捺印にて訂正済み）がされていることに照らすと、当該捺印申請書は、2022年3月29日に、バックデートして作成されたものと考えられる。

ただし、当時においては、なお、捺印申請書を通じた代表者印の管理が正式に印章管理規程として取締役会で承認されて施行されていた段階ではなく、2022年3月22日から、運用上、前記新印章管理規程に従った代表者印の管理が開始された段階であった。当該運用が開始される前は、旧印章管理規程に基づき、押印申請書又は押印簿（押印申請代用簿）の使用が義務付けられており、1) 手形、小切手、預金証書、その他投資、金融関係の慣例的な文書、2) 請求書、領収書等これらに類似したもの、3) 見積書、在庫証明書、在庫報告書等これらに類似したもの、4) 反復して発生する日常定例的な文書に限定して押印申請代用簿が利用できるとされていたが、運用上、押印申請簿による押印管理はほとんど実施されていなかった。

## 2. 本件融資証明書にかかる監査役会の判断

### (1) 各外部専門家の意見の要約

調査報告書においては、①本件融資証明書の作成に際して取締役会決議を経ていなかったことについて、取締役会規程違反、稟議規程違反、会社法違反（重要な財産の処分）を構成すると指摘している。また、②当社が [REDACTED] との間において具体的に借入れの協議又は交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があるとして指摘している。そのほか、③代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出された、と指摘している。

これに対し、大下良仁弁護士は、本件融資証明書は外部に交付されていないという調査報告書の認定事実を前提とすると、調査報告書の指摘①について、本件融資証明書記載の融資の意思が表示されたとはいえないため、取締役会規程違反、稟議規程違反、会社法違反（重要な財産の処分）を構成するとはいえないと指摘している。また、調査報告書の指摘②について、調査報告書によると、当社が [REDACTED] との間において借入

れの協議又は交渉を行っていたという具体的な事実は認定されておらず、また、そのような事実の存在が疑われるというような証拠評価を記載した部分もないため、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があるとの指摘は、事実的基礎を欠いているといわざるを得ないことから、調査結果の報告として不適切である、と指摘している。なお、調査報告書の指摘③について、代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出されたとの指摘については賛同するとのことである。

#### (2) 指摘①にかかる監査役会の判断

調査報告書の指摘①について、藤井寿弁護士らは本件融資証明書は外部に交付されていないという事実は判明しているが、融資証明書は交付先との合意等を必要とせず、一方的行為である交付により法的拘束力を発生させるものであり、また作成した時点でいつでも交付されうる状態に置かれることから、交付するに当たっては、作成するに当たって取締役会決議を経る必要があると指摘している。

一方、大下良仁弁護士は、本件融資証明書記載の融資の意思が表示されたとはいえないため、民法 97 条 1 項の定めにより本件融資証明書の作成行為のみで、取締役会規程違反、稟議規程違反、会社法違反（重要な財産の処分）を構成するとはいえないと指摘している。

上記の結果、監査役会としては、本件融資証明書の作成に際して取締役会決議を経なかったことについて、取締役会規程違反、稟議規程違反、会社法違反（重要な財産の処分）になると明確には認めることは出来ないと判断した。

#### (3) 指摘②にかかる監査役会の判断

調査報告書の指摘②について、藤井寿弁護士らは、当社が ██████████ との間において具体的に借入れの協議又は交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があるとして指摘している。

一方、大下弁護士は、第 1 の調査によっても、当社が ██████████ との間において借入れの協議又は交渉を行っていたという具体的な事実は認められなかったのであるから（また、そのような事実の存在が疑われるという証拠評価の記載も調査報告書に一切ないことから）取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成するとはいえないと指摘している。

上記の結果、監査役会としては、当社が ██████████ との間において借入れの協議又は交渉を行っていたという具体的な事実は認められなかったのであるから、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成しないと判断した。

#### (4) 指摘③にかかる監査役会の判断

調査報告書の指摘③について、藤井寿弁護士ら及び大下良仁弁護士の指摘のとおり、

代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出されているが、代表者印の管理についての内部規程が整備され、管理体制は改められているため、内部統制上の問題点は是正されている。

#### (5) 監査役の判断の総括

上記の結論を踏まえ、監査役会において慎重に検討を加えた結果、アンセムウォン氏による100億円融資証明書の作成行為につき、任務懈怠責任等の法的責任が生じることはない判断した。

もっとも、アンセムウォン氏が、安易に代表者印を押印して本件融資証明書を作成した行為は、その内容に鑑みると不適切であったと考えられるから、この点についてアンセムウォン氏の処分の要否及び内容については、全監査役が所属し、社外取締役と構成する経営等監視委員会を通じて審議検討し、経営等監視委員会としての意見を取締役に上程の上、最終的には取締役会の判断に委ねる考えである。

### 3. 本件融資証明書に関連した不正事実の存否について

#### (1) 本件融資証明に依拠する不正ないしその兆候について

監査役会としては、本件融資証明書に基づく不正ないしその兆候は存在しないものと考えている。

すなわち、監査役会は、外部調査会社を通じてアンセムウォン氏のメールサーバ内データ、デスクトップPC、スマートフォン及び[REDACTED]のメールサーバ内データ、デスクトップPCに対するデジタルフォレンジック調査（以下単に「フォレンジック調査」という。）を実施し、自ら及び外部法曹専門家を通じて関係者に対するヒアリングを行い、その他経理帳簿類の調査を実施し、本件融資証明書に記載のある融資の有無を確認したが、融資を実行した事実は確認できなかった。また、同一連の調査を通じても、本件融資証明書を利用した不実の与信の外形の作出、その他不正な利用やその兆候も確認できなかった。

前述のとおり、本件融資証明書の作成は、事後的に押印申請書を通じて当社内で管理されていたところ、万が一、本件融資証明書を通じて融資を実行し、又は不実の与信の外形を作出する等の不正な利用が意図されていた場合、あえて本件融資証明書を作成した証跡を事後的に残すことは考えられないため、その点も、本件融資証明書を利用した不正が存在せず、その兆候も存在しないとする監査役会の判断を補強するものであると考える。

#### (2) 経営者による内部統制の無効化について

監査役会としては、本件融資証明書の作成に関し、経営者による内部統制の無効化は認められないと考えている。

すなわち、本件融資証明書の作成に関し、アンセムウォン氏は、2022年3月25日、                    にその処理を指示し、これが作成されている。フォレンジック調査及び関係者へのヒアリング調査を通じて、当該指示にあたり、アンセムウォン氏が、                      
                    に対し、当時の押印業務フローを通さずに本件融資証明書を作成するよう指示した経緯は一切窺われない。

むしろ、当社は、事後的ながら、本件融資証明書の写しを現認し、当時運用が開始したばかりの新印章管理規程に基づくフローに基づき、本件融資証明書の作成に必要であった押印申請書を起票し、各承認者（含む、管理部管掌取締役（当時））より必要な捺印を得てこれを作成し、適切に保管していた。

仮に、本件融資証明書に関して経営者による内部統制の無効化が生じていた場合、事後的であっても押印申請書が起票され、これが作成・保管されることは期待できないから、その点も、本件融資証明書の作成に関し、経営者による内部統制の無効化が認められないとする監査役会の判断を補強するものであると考える。

### (3) 類似件外案件の存否について

監査役会としては、本件融資証明書に類似した件外案件の存在及びその可能性も認められないと考えている。

すなわち、フォレンジック調査及び関係者に対するヒアリングを通じて、当社が不正の意図をもって他社に対して融資証明書やこれに類似する証明文書を発行した事実は確認できなかった。

仮に融資証明書が当社の業務フローに基づかず不正に使用された場合、当社は、当該融資証明先から貸付義務等を問われるものと考えられるが、現時点において、そのような第三者からの請求は確認できていない。

## 第4 原因分析及び再発防止策

### 1. 原因分析

#### (1) コンプライアンス意識の欠如

本件融資証明書事案において、融資証明書自体には法的拘束力がないとの判断から、当時の決裁権限上における「契約等に関する事項」及び「債務保証投融資」にかかる事項、その他決裁権限表に該当する項目がないとして処理し、取締役会に報告もされていなかった。

特設注意市場銘柄に指定され、内部管理体制に不備があるとの指摘を受け、内部管理体制の再構築を図る状況下において、①融資証明書に記載の100億円という金額、②関連する「契約等に関する事項」及び「債務保証投融資」の決裁権限において、5,000万円以上の金額については取締役会決議としていること、③「契約等に関する事項」においては、500万円以上、5,000万円以下のものであっても取締役会報告としていたこと、を踏まえ



ると、本来であれば規定化されていないものであっても、新規取引等の取扱いを行い、経営等監視委員会及び取締役会にて審議すべき事案であるとも考えられ、慎重に判断すべき事項であったと判断した。

また、本件融資証明書の稟議手続きにおいて、複数の人員が稟議フローにて内容を確認していたにも関わらず、自主規制法人に指摘を受けるまで、本件事案について問題があるとの認識を持つことが出来ず、問題の発見が遅れたことは、当時の手続き自体はめくら判で行われ、権限表及び稟議フローに基づく決裁により期待される牽制機能が発揮されなかったと言わざるを得ないと判断した。

加えて、本件融資証明事案においては、本件融資証明書事案の手続きをした従業員が退職するに伴い、当該従業員のデスクより本件融資証明書が発見されたことから、バックデートにて整備した新規手続きを実施された可能性も発覚しております。仮にバックデートであった場合には、本来の再発防止策の目的としていたバックデートでの書類作成の防止が人的要因により機能しなかった可能性もある。

上記3点のいずれにおいても、当社役職員においてコンプライアンス意識が欠如していたこと、実施する再発防止策の趣旨について、正確に把握し、理解していなかったことは明白であり、当該事案は人的要因によって発生したものであると判断した。

## (2) 決裁権限の不備

本件融資証明書事案においては、決裁権限上に明確に該当する項目が規定されておらず、その結果、代表取締役決裁で問題ないとの判断により作成された。当社の事業が投資事業であり、不動産等も投資対象に含めている以上、法的拘束力を持たない、融資証明書や意向表明書（LOI: Letter of Intent）等についても、統制が及ぶよう決裁権限を定める必要があったが、整備されていなかった。

## 2. 再発防止策

### (1) 取引モニタリングの強化

稟議については全て内部監査室に共有しチェックを行い、チェック結果を取締役会、監査役会、経営等監視委員会へ報告するとともに、重要な稟議については、監査役にて別途確認することとしていたが、今後については、支払伝票、押印申請書、契約書等、稟議書以外の書類についても内部監査室でチェックを行うものとする。

また、新規事業など新たな案件等については、最終的な可否についての審議、決裁以外に、当該案件の経過等も含めて、経営等監視委員会及び取締役会への報告を行うこととする。

### (2) 決裁権限の見直し

本件融資証明書事案においては、決裁権限上、融資証明書の取り扱いについて記載され

ていないことが問題であった。そのため、決裁権限の改定を行い、融資証明書や意向表明書（LOI：Letter of Intent）等についても、統制が及ぶよう決裁権限表に定めるものとする。

また、新たに決裁権限表にて該当する事項がないと判断できる事案が発生した場合には、当該議案については取締役会決裁とし、以降の決裁権限についても経営等監視委員会及び取締役会で審議のうえ決定し、都度、決裁権限の改定を行う運用とする。なお、当該内容については決裁権限表が含まれている稟議規程において改定を実施する。

### (3) コンプライアンス意識の醸成

本件融資証明書事案は、再発防止策の整備、運用を行う中で発生した事案であり、2021年8月8日に特設注意市場銘柄指定を受けて以降、内部管理体制の再構築及びコンプライアンス意識の醸成を進める中で、役職員に対してコンプライアンス意識が浸透していないことが浮き彫りとなった。

これに対応し、監査役会、内部監査室にて、規程の遵守状況やコンプライアンス意識の浸透状況について、内部監査及び稟議書等の取引モニタリングの中でチェックし、リスク・コンプライアンス委員会、経営等監視委員会、取締役会に適宜報告し、必要に応じて対策を講じるものとする。

以上

## 意見書

2022年8月4日

アジア開発キャピタル株式会社 監査役会 御中

弁護士 大下良仁



### 第1 経緯

アジア開発キャピタル株式会社（以下「ADC」という。）では、日本取引所自主規制法人による往査でADCの社内帳票等の調査が行われ、融資金額100億円と記載された融資証明書（以下「本件融資証明書」という。）が発見された。

これを受け、ADC監査役会の調査の一環として、外部専門家（弁護士・公認会計士藤井寿、弁護士・公認会計士菅沼匠、弁護士南史人。以下「ADC委嘱外部専門家」という。）による調査が行われ、2022年7月26日付け調査報告書（以下「本件調査報告書」という。）が作成、提出された。

ADC監査役会は、ADC委嘱外部専門家の調査結果を踏まえて、2022年7月下旬までに監査役会における調査報告書を作成、公表する予定であったものの、本件調査報告書について、ADC顧問弁護士（ADCによれば、OMM法律事務所大塚和成弁護士とのことである。）にも確認的に意見を求めたところ、事実認定について調査のやり直しは許されないが、法律解釈や事実のあてはめについて、本件調査報告書には一見して誤りと解される部分があるので（具体的には、本件融資証明書が発行された事実は認められないとしているのに、本件融資証明書の作成のみにより融資の意思表示がされたと解している部分が民法97条1項に反しているのではないか。）、速やかに独立性を有する別の法律専門家から意見聴取した上で、より慎重に判断すべきとの助言があったとのことである。

今般、当職は、ADC監査役会から、本件調査報告書の法令解釈や事実のあてはめについての意見を求められたため、下記のとおり、当職の見解を述べる。

なお、当職は、ADCが2021年8月20日に設置した第三者委員会の委員として調査の委嘱を受けて、調査を実施し、2021年10月29日に調査報告書を提出したが、当該調査の対象事項は、本件調査報告書の調査事項とは関連性のない事項であり、その他に、当職とADCとの間で利害関係を有しておらず、独立性を阻害する要因はない。

### 第2 結論

本件調査報告書が認定した事実（下記第3）を前提とすれば、ADCとして、本件融資証明書にかかる意思表示（処分証書と位置づけた場合には当該処分証書に記載された融資の申込み又は承諾の意思表示、報告文書と位置づけた場合には融資を行うという事実の証明を行う旨の意思の表示）をしたという事実はなく、本件融資証明書の発行について必要な取締役会決議を欠いたともいえない。したがって、本件融資証明書の作成に際して取締役会決議を経ていなかったことは、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（重要な財産の処分）を構成しない（ADC委嘱外部専門家のこの部分の見解には賛同できない。）。

また、ADC委嘱外部専門家の、ADCが[ ]（以下「[ ]」という。）との間において具体的に借入れの協議又は交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があるという見解は、事実的な基礎を欠いて仮定の話論を論じるものにすぎない。本件調査報告書の性質上、具体的な事実認定に基づかずに抽象的に法令違反の可能性があるかのような結論を述べるのは（本件調査報告書には、そのような仮定の事実は確認されていないと記載さ

れている。)、読み手である投資家・株主の誤解を招きかねないものであり、一般に事実認定こそがこの種の調査者の職責であることを併せ考慮すると、不適切とすらいえる。

ADC 委嘱外部専門家の代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出されたとの指摘には賛同する。

### 第3 前提事実

当職は、本意見書作成に当たり独自の事実調査を行っておらず、本意見書の前提事実については、ADC 委嘱外部専門家の調査結果に全面的に依拠するものとし、ADC 委嘱外部専門家の調査の方法の妥当性や、調査結果である認定事実の信用性については本意見書の検討対象外である。

本件調査報告書第1、1「本件調査報告書作成の経緯」及び第3「調査対象事実の内容」によれば、ADC 委嘱外部専門家が認定した事実は以下のとおりである。

- 1 日本取引所自主規制法人による往査において、ADC の社内帳票等の調査が行われたところ、本件融資証明書が発見された。
- 2 本件融資証明書の作成日付は2022年3月25日、作成名義人はADC、宛名は [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)であり、作成名義人の記名欄には、ADC の代表者印の押印がある。本件融資証明書には、「弊社は、貴社または貴社ご指定のSPC に対し、以下の通り、融資することを本書にてお示しいたします。」と記載され、融資の条件として、下記の記載がある。

記

- 1 融資金額金 100 億円也
- 2 実行日 2022年4月30日限り
- 3 資金使途 後記不動産の取得資金
- 4 融資利率 別途合意と致します。
- 5 返済日 別途合意と致します。
- 6 本書の有効期限は、2022年4月30日限りとさせていただきます。また、本融資は、別添の [REDACTED] による弊社グループへのファイナンスを停止条件と致します。

以上

このほか、融資した金員によって取得する対象の不動産として、下記記載もなされている。

記

所在地東京都港区 [REDACTED]  
面積219坪

以上

- 3 本件融資証明書作成の経緯は、2022年3月、 [REDACTED] 代表取締役の [REDACTED] 氏からADC 連結子会社の [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)代表取締役である [REDACTED] 氏に対し、 [REDACTED] が購入を検討している不動産 (以下「本件不動産」という。)に関し、その購入資金の融資の相談がなされたことに端を発する。相談の内容は、ADC の株主である [REDACTED] からの融資を依頼するものであったため、 [REDACTED] 氏はアンセムウオン氏にこれを伝えた。

並行して、 [REDACTED] からは本件融資証明書の発行の依頼がなされ、後述のとおり、ADC を名義人とする本件融資証明書が作成された。

その後、 [REDACTED] が本件不動産の売主に、ADC からの融資により購入資金を工面する旨を伝えたところ、売主が難色を示したため、ADC から [REDACTED] に対する融資は立ち消

えとなった。

- 4 本件融資証明書は、[ ]から依頼を受け作成されたものであり、具体的な作成過程は、以下のとおりである。

[ ]より本件融資証明書のフォーマットを[ ]氏が受け取り、[ ]氏において、本件融資証明書に融資金額「金 100 億円也」、実行日「2022 年 4 月 30 日限り」等の記載事項を埋めた上で、当時の ADC 代表取締役であったアンセムウオン氏が、ADC の社長室従業員に指示して代表者印の押印を行い、本件融資証明書が作成されたものである。

本件融資証明書の日付は 2022 年 3 月 25 日であり、ADC 内で印章管理に使用していた押印簿には同月 29 日付けで本件融資証明書の押印の記録があることから、本件融資証明書の押印は、2022 年 3 月 25 日ないし同月 29 日の間になされたものと認められる。

本件融資証明書に記載の「100 億円」という金額は、本件不動産の価値がこれを上回ることを前提に、その購入資金の一部として、金額が決定されたものである。金額の決定にあたっては、[ ]氏が本件不動産の現場を確認した程度で、[ ]氏もしくはアンセムウオン氏側で、その他に本件不動産の鑑定評価を行うなど、本件不動産の具体的な担保価値の把握のための調査がなされたことはなかった。なお、アンセムウオン氏によれば、融資金額を 1 億円と誤認していたとのことであるが、本件融資証明書には「100 億円」と記載されていることから、これを 1 億円と誤認することは考え難い。

また、本件融資証明書には、「融資利率別途合意と致します」、「返済日別途合意と致します」と記載されているところ、当事者間において、これらの具体的な条件及び保全の方法等について協議された事実及び合意された事実は確認されなかった。

なお、本件融資証明書第 6 項には、「本融資は、別添の [ ]による弊社グループへのファイナンスを停止条件と致します。」との停止条件が付されているところ、ADC グループにおいて、[ ]からのファイナンスが実施された事実は確認されなかった。

本件融資証明書の作成に際し、取締役会その他の会議体において、本件融資証明書にかかる議案が上程され、承認された事実は存在しない。

また、現時点において、作成された本件融資証明書の原本の所在は判明しておらず、写しが存在しているのみである。アンセムウオン氏によれば、本件融資証明書に代表者印の押印がなされた後、[ ]から、[ ]氏を通じて、融資が立ち消えになった旨の連絡を受けたため、本件融資証明書の原本は、[ ]に交付することなく、破棄したとのことである。本調査においても、本件融資証明書が [ ]に交付された事実、及び、外部において使用されたことを裏付ける事実は確認されなかった。

- 5 ADC においては、従前より、法務局への登録印である代表者印を特定の使用者がいないフリーデスクの引出しに無施錠で保管し、押印の際に、備付の押印簿に、日付、目的、申請者、押印者等を記載するという方法により、いつ誰がどのような文書に押印したかを把握できるように管理していた。もっとも、文書に押印を行うのは申請者であり、押印簿の押印者欄にも申請者と同一人が記名を行う運用がなされていた。押印に際して申請者以外の第三者が、押印の可否等をチェックする体制もなかったため、事実上、誰でも自由に代表者印を用いることが可能な状況であった。

その後、印章の管理を徹底すべく、2022 年 4 月 15 日の印章取扱規程の改正に伴い、同規程に定める保管責任者が、代表者印を自らのデスクにおいて常時施錠の上保管し、押印に際しては、同規程に基づき、押印申請者が、必要事項を記載した押印申請書に、押印を必要とする文書及び同文書が稟議を必要とする場合は稟議書を添付の上、複数の担当者に回付し、同押印申請書が承認された場合にのみ、保管責任者が自ら文書に押印する運用に変更され、代表者印の管理、取扱いが厳格化された。

本件融資証明書に代表者印が押印された 2022 年 3 月 25 日から同月 29 日は、ちょうど旧運用から新運用へ移行する過渡期にあり、同月 22 日以降、全社的に、上記の押印申請書による押印申請フローを導入したが、代表者印は、依然としてフリーデスクの引

出しに無施錠で保管され、事実上、第三者のチェックを受けることなく、誰でも自由に代表者印を押印することができる状態が継続していた。

- 6 本件融資証明書に関しては、複数の担当者の承認印のある 2022 年 3 月 25 日付け押印申請書が存在すること、及び、社長室従業員の名義で 3 月 29 日付けで本件融資証明書に押印した旨の記録がある押印簿が存在することが確認されている。もっとも、実際に同押印申請書が作成、回付された時期は、本件融資証明書への押印時期との先後も含め不明である。また、押印申請書の回付に際して本件融資証明書の原本又はその写しが添付されていたか否かも不明である。
- 7 ADC の稟議規程別紙の決裁権限表において、1 件 5 千万円以上の「投融資」は取締役会が決裁権限者とされている。

また、ADC の取締役会規程において、1 件 5 千万円以上の「投融資」は取締役会の決議事項とされている。

#### 第 4 ADC 委嘱外部専門家の法的見解（本件調査報告書第 3）の概要

ADC 委嘱外部専門家は、第 3 の事実関係を前提に、概要、以下のとおり法的見解を示している。

##### 1 本件融資証明書の法的拘束力

###### (1) 融資証明書の法的一般論

一般的に、融資証明書は、金融機関等の貸し手側が取引先に対して融資を行うという事実の証明を目的とした報告文書であり、処分証書ではないが、個別具体的な事情から、当該融資証明書の発行によって、取引先の融資の申込みに対する承諾と認められる場合には、貸し手側に融資義務が発生する可能性はある。また、融資証明書を当てにして取引先と取引をした第三者が存在する場合、当該第三者の融資に対する期待が法的保護に値する場合も想定されるほか、諾成的消費貸借契約の成立が成立する余地がある。したがって、融資証明書の発行によって、融資義務の発生、諾成的金銭消費貸借契約の成立、金銭消費貸借契約の予約の成立、任務懈怠責任（善管注意義務違反）、信義則上の義務違反・不法行為責任、刑事上の責任等が生じる余地がある。

###### (2) 本件融資証明書作成日時点の法的評価

そして、前提事実（関係当事者間の交渉の経緯）からすれば、██████より ADC（ないしはその株主）に対して融資の依頼があり、ADC がこれに応じて融資証明書を作成したという事実が認められる。そして、外部へ交付された事実は確認されていないものの、本件融資証明書の各記載事項からすれば、ADC が ██████ 又は ██████ 指定の SPC に対して、2022 年 4 月 30 日限りで、金 100 億円の融資を行う意思が ██████ に対して表明されているものと客観的には評価され得る。本件融資証明書から読み取れる ADC の意思は、いわば期限及び停止条件付きの一定の留保が付された融資意思の発現と理解される。

そのため、融資証明書の法的性質に照らしても、本件融資証明書の発行によって、直ちに ADC が ██████（ないしは ██████ 指定の SPC）に対して融資義務を負うということにはならないが、諾成的金銭消費貸借契約の「貸す義務」が発生し得る。また、本件融資証明書の作成及びその存在が、諾成的金銭消費貸借契約における書面性の要件を肯定する一つの積極要素になることは否定できない。

仮に、上記期限内に停止条件が成就した場合には、ADC に 100 億円の融資義務が発生する可能性は存在するものと認められ、本件融資証明書の作成、及びこれを交付可能な状態に置く行為は、このようなりーガルリスクを孕む行為であると評価せざるを得ない。また、本件融資証明書を相手方に交付した場合には、融資の実行については一定の留保が付されているものの、相手方において、融資に対する期待が生じ得ることは避けられず、この期待を不当に害した場合には、不法行為責任を負う可能性もあり得る。

### (3) 2022年7月26日（ADC委嘱外部専門家の調査期間終了時）における法的評価

本件融資証明書は相手方に交付されておらず、所定の停止条件も成就せず、期限である2022年4月30日を経過したものと認められるから、現時点においては、本件融資証明書は失効しているものと評価せざるを得ず、借主とされている ████████ においても本件融資が実行されることに対する期待が発生しているものとも認められない。

以上の事実関係からすると、結果として、本件融資証明書の作成により、ADCが、契約上、及び信義則上の融資義務を負うことはなく、██████の融資に対する期待を害した事実も認められないことから、融資を実行しないことが ████████ に対する契約責任、及び不法行為責任を構成する余地はなく、本件融資証明書が作成された背景事情、及び本件融資証明書が外部的に利用されていないことからすると、ADCに詐欺罪の共犯等の刑事上の責任が発生することもないものと考えられる。

## 2 本件融資証明書作成にかかる問題点

### (1) 融資証明書の作成等にかかる社内規程違反

本件融資証明書の作成に当たっては、取締役会決議を経る必要があったところ、かかる手続が行われていないことから、稟議規程及び取締役会規程違反を構成する。

### (2) 会社法違反（重要な財産の処分）

本件融資証明書に記載されている100億円の融資（以下「本件融資」という。）の実行は、融資額及びADCの総資産を考慮すれば会社法362条4項1号の「重要な財産の処分」に該当する。

本件融資証明書は外部的に利用されておらず、実際にADCが100億円もの資金を ████████ に交付した事実も存在しないため、結果的にADCには実害が生じておらず、本件融資証明書の法的拘束力は現時点では認められず、本件融資に関する融資利率や返済日も未確定であり、当事者間において特段これらの条件に関する協議が実施された事実が確認されなかったことからすれば、当事者間の認識としては、本件融資証明書は法的義務を課すことを目的としたものではなく、融資に向けた一種の意向表明程度の意味しか持たない、融資証明書の作成時点までに「重要な財産の処分」を承認する取締役会決議を経る必要はないとの反論・立論も想定されるところである。

しかしながら、会社法362条4項の趣旨に鑑みると、結果の妥当性、あるいは、会社のために利益又は損害を与えたか否かは、取引開始時点で取締役会の付議事項となるか否かの判断基準にはならないものと解すべきであり、本件融資証明書の作成、及び交付し得る状態に置いたこと自体により、100億円の「貸す義務」が発生する余地がある以上、そのような重要な行為を行うに当たっては、██████との取引開始時点（本件融資証明書作成前）において、取締役会で十分な協議を行った上、慎重な決定がなされるべきであったといえる。

そうであるにもかかわらず、ADCにおいては、本件融資証明書の作成に際して、取締役会の決議を経ず、事後的にこれを承認・追認する決議もなされなかった。

したがって、ADCの代表取締役であったアンセムウオン氏が行った、取締役会の決議を経ない本件融資証明書の作成は、稟議規程及び取締役会規程に違反するほか、会社法362条4項1号に違反する法令違反行為である。また、仮に同号の「重要な財産の処分」に該当しないとしても、同項柱書の「その他の重要な業務執行」に該当する。

よって、民法644条、会社法330条、同法355条の取締役の善管注意義務・忠実義務に違反し、会社法423条の任務懈怠責任を構成するものと評価せざるを得ない。

### (3) 会社法違反（多額の借財）

本件融資証明書第6項の記載及びADCグループの手元資金から100億円規模の貸付けを行う能力は認められないことからすると、本件融資を仮に実行する場合には、ADCグルー

プは[ ]より少なく見積もっても数十億円規模の借入れを実施する必要があったものと認められ、ADCにおいて[ ]より借入れを受けるとの意思決定をした場合には、当該借入れは、会社法 362 条 4 項 2 号の「多額の借財」に該当するものと評価される。

したがって本件融資証明書の作成後に、ADC が [ ] から上記金額規模の借入れを受けるとの意思決定をし、具体的な交渉等を行うためには、ADC において取締役会の決議を経ることが適切である。本調査において確認された事実関係からすると、ADC が [ ] に対して借入れの打診や交渉を行った事実は確認されていないものの、仮に、取締役会決議を経ずに [ ] との借入れに関する具体的な交渉等に至っていた場合には、稟議規程及び取締役会規程に違反するほか、会社法 362 条 4 項 1 号に違反する法令違反行為と評価される可能性がある。その場合には、民法 644 条、会社法 330 条、同法 355 条に規定する取締役の善管注意義務・忠実義務違反が生じ、会社法 423 条の任務懈怠責任を構成する可能性も想定され得る。

#### (4) 内部統制上の問題点

本件融資証明書に代表者印が押印された当時、代表者印は特定の使用者がいないフリーデスクに無施錠のまま保管され、事実上、誰もが第三者の目に触れることなく、無断で押印を行うことができる状況にあった。代表者印は法務局への登録印であり、濫用されることにより会社として不測の損害を被るおそれのある非常に重要なものであって、当然厳重な管理が求められる。それにもかかわらず、無施錠のデスクに保管し、第三者の監視の目の行き届かない状況に置いていたことは、内部管理体制の杜撰さを物語っている。

ADC は、2022 年 3 月 22 日以降、上記の押印申請書による押印申請フローを導入しており、本件融資証明書に関しても、各担当者の承認印の押印がある 2022 年 3 月 25 日付けの押印申請書が存在するが、実際に同押印申請書が作成、回付された時期は、本件融資証明書への押印時期との先後も含め不明であり、押印申請書の回付に際して本件融資証明書の原本もしくはその写しが添付されていたか否かも不明である。同押印申請書には、融資金額の記載がなく、その目的についても「ファイナンス相手方に対して融資証明を行うため」との記載があるのみで、どのような背景、理由、必要性のもとで融資証明を作成するのかに関する具体的な記載もない。同押印申請書を回付したところで、各担当者において実効性のある審査は期待しがたく、形式的な回付手続を履践したという以上の意味を持たない。

さらに、代表者印はフリーデスクに無施錠で保管され、事実上、押印申請手続を経ることなく、無断で押印することが可能であったことから、当時の押印申請フローは、もとより実効性を欠くものであったといわざるを得ない。

#### (5) 結論

調査の結果、本件融資証明書の作成に際して取締役会決議を経ていなかったことは、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（重要な財産の処分）を構成することが認められる。

また、ADC が [ ] との間において具体的に借入れの協議又は交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があると思料する。

そのほか、代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出された。

## 第 5 検討

第 3 の前提事実を踏まえて、ADC 委嘱外部専門家の法的見解（第 4）に対する検討を行う。



## 1 本件融資証明書の法的拘束力等

### (1) 本件融資証明書の評価

まず、最も重要な視点となるのは、本件融資証明書が、宛先である ■■■ (ないし ■■■ 指定の SPC) に交付されたか、である。

すなわち、本件調査報告書では、一般論として、融資証明書の交付によって融資義務の発生等の法的効果が生じる可能性が指摘されているが、これらの法的効果は、ADC の融資にかかる意思表示 (金銭消費貸借契約等の契約を締結する意思表示) が相手方に到達した場合に、法律行為の法的効果が生じることになる。

法律行為とは、当事者の意思に基づいて権利変動 (権利の発生・移転・消滅) という法的な効果が認められる行為をいい、意思表示が不可欠の要件とされる。

意思表示とは、効果意思の表示、すなわち、権利変動を外部に示す行為のことをいい、意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じる (民法 97 条 1 項)。

到達とは、意思表示の受領者がその意思表示を受領することのできる状態に置かれること、さらにいえば、意思表示が相手方の了知可能な状態におかれることである (最判昭和 36 年 4 月 20 日民集 15 卷 4 号 774 頁)。つまり、本件融資証明書が処分証書に当たるにせよ、報告文書にすぎないものにせよ、本件融資証明書にかかる ADC の意思表示 (処分証書と位置づけた場合には当該処分証書に記載された融資の申込み又は承諾の意思表示、報告文書と位置づけた場合には融資を行うという事実の証明を行う旨の意思の表示) が、宛先である ■■■ に到達することによって、法的効力が生じる。なお、融資を行うという事実の証明を行う旨の意思の表示は、直接法律効果を生じさせる法律行為ではないものの、本件調査報告書が指摘するように、当該表示によって融資義務の発生等の法的効果が生じる可能性があるといえるためには、意思が相手方に到達している必要がある、という点は法律行為と同様である (川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法(3) 総則(3)』514～515 頁〔須永醇〕(有斐閣、平 15))。

しかしながら、前提事実 3、4 のとおり、本件融資証明書は作成されたものの、■■■ に交付されることなかったのであり、ADC の融資にかかる意思表示は ■■■ に到達していない。そもそも、本件融資証明書は、■■■ の融資依頼を受け、■■■ 氏が記載事項を埋めて、アンセムウオン氏が ADC の社長室従業員に指示して代表者印の押印を行うという経緯を経て作成されたものであるが、外部に交付されていないのであるから、意思表示の発信がされたともいえない。

したがって、本件融資証明書にかかる ADC の意思表示が発信された事実も、到達した事実もないから、本件融資証明書の作成時点においても、その後の時点においても、本件融資証明書が何らかの法的効果を生じさせる余地はない。

アンセムウオン氏らによる本件融資証明書の作成行為 (具体的には、ワープロソフトで書面のデータを作り、それを印刷して、代表者印を押印したこと) は、何らかの法的効果をもたらすものではないため、ADC の財産の処分や業務執行であるとはいえない。

### (2) アンセムウオン氏の言動

なお、念のため、アンセムウオン氏の ■■■ 氏に対する言動によって、何らかの法的効果が生じないかも検討する。

すなわち、前提事実 3 のとおり、■■■ が本件不動産の売主に、ADC からの融資により購入資金を工面する旨を伝えたところ、売主が難色を示したため、ADC から ■■■ に対する融資は立ち消えとなった、という経緯に照らせば、ADC の代表取締役であるアンセムウオン氏は、■■■ の代表取締役である ■■■ 氏に対し、ADC として融資は前向きに検討して良いという趣旨の説明をしたとうかがわれる。

しかしながら、ADC 委嘱外部専門家の調査によっても、アンセムウオン氏・■■■ 氏間で、融資の交渉が具体的に進展したという事実は認定されていない。融資条件等は具体的に定められていないし (これは本件融資証明書において利率や返済日が「別途合意」となっ

ているからもうかがわれる。)、融資取引の初期交渉段階の口頭でのやりとりにすぎないものと認められ、その余の事実は本件調査報告書において認定されていないことから、アンセムウオン氏の■■■■氏に対する上記口頭説明によって、諾成的金銭消費貸借契約が成立する余地は皆無であるといえ、また、■■■■に対してADCによる融資が確実に実行されるといふ合理的期待を生じさせる行為(契約締結上の過失等の責任が生じ得る行為)があったこともうかがえない。

### (3) 本件調査報告書記載の見解に対する意見

以上によれば、本件調査報告書が本件融資証明書の法的評価として挙げる以下の見解には、本件調査報告書の認定事実を前提とすれば、いずれも賛同することはできない。

- ・ ADCが■■■■又は■■■■指定のSPCに対して、2022年4月30日限りで、金100億円の融資を行う意思が■■■■に対して表明されているものと客観的には評価され得る。
- ・ 融資証明書から読み取れるADCの意思は、いわば期限及び停止条件付きの一定の留保が付された融資意思の発現と理解される。
- ・ 本件融資証明書の発行によって、直ちにADCが■■■■(ないしは■■■■指定のSPC)に対して融資義務を負うということにはならないが、諾成的金銭消費貸借契約の「貸す義務」が発生し得る。
- ・ 本件融資証明書の作成及びその存在が、諾成的金銭消費貸借契約における書面性の要件を肯定する一つの積極要素になることは否定できない。
- ・ 仮に、上記期限内に停止条件が成就した場合には、ADCに100億円の融資義務が発生する可能性は存在するものと認められ、本件融資証明書の作成、及びこれを交付可能な状態に置く行為は、このようなりーガルリスクを孕む行為であると評価せざるを得ない。
- ・ 相手方において、融資に対する期待が生じ得ることは避けられず、この期待を不当に害した場合には、不法行為(契約締結上の過失)責任を負う可能性もあり得る。

## 2 本件融資証明書作成にかかる問題点の分析

上記1のとおり、本件調査報告書は、ADC内部で作成されたものの、■■■■に対して発行されておらず、ADCとして、本件融資証明書にかかる意思表示(処分証書と位置づけた場合には当該処分証書に記載された融資の申込み又は承諾の意思表示、報告文書と位置づけた場合には融資を行うという事実の証明を行う旨の意思の表示)をしたという事実はなく、本件融資証明書の作成時点においても、その後の時点においても、本件融資証明書が何らかの法的効果を生じさせる余地はない。

以上を前提に、本件調査報告書で指摘されている問題点について分析を行う。

### (1) 融資証明書の作成等にかかる社内規程違反

本件調査報告書では、本件融資証明書の作成に当たっては、取締役会決議を経る必要があったところ、かかる手続が行われていないことから、稟議規程及び取締役会規程違反を構成するとの見解が示されている。

しかしながら、稟議及び取締役会決議が必要になるのは、「投融资」と定められていることから、当然、ADCとして何らかの法律行為又はこれに準じる行為(本件に即していえば、金銭消費貸借契約の締結、融資証明書の発行)を行う場合をいうのであって、単に契約書等の書類のデータをワープロで作成し、印刷して代表者印を押印するに止まるときに必要とされるものではない。

したがって、ADC委嘱外部専門家の見解には賛同できない。

## (2) 会社法違反（重要な財産の処分）

本件調査報告書では、本件融資証明書に記載されている100億円の融資の実行は、融資額及びADCの総資産を考慮すれば会社法362条4項1号の「重要な財産の処分」に該当するとの見解が示されている。

しかしながら、ADCとして、本件融資証明書に記載されている100億円の融資の実行を決定した事実、具体的には、ADCの代表取締役であるアンセムウオン氏が██████に対して本件融資証明書にかかる意思表示（融資の申込み又は承諾の意思表示、又は融資を行うという事実の証明を行う旨の意思の表示）をすることを決定したという事実はないから、そもそも「財産の処分」に当たらないので、取締役会決議が必要とまではいえず、ADC委嘱外部専門家の見解には賛同できない。

なお、本件調査報告書では、注書で、仮に「重要な財産の処分」に該当しないとしても、会社法362条4項柱書の「その他の重要な業務執行」に該当することになるとの見解が示されているが、アンセムウオン氏らによる本件融資証明書の作成行為は、何らの法的効果をもたらすものではないから、ADCの「業務執行」であるともいえないので、「ADC委嘱外部専門家の見解には賛同できない。

また、本件調査報告書では、アンセムウオン氏の行為が行った、取締役会の決議を経ない本件融資証明書の作成は、稟議規程及び取締役会規程に違反するほか、会社法362条4項1号に違反する法令違反行為であり、善管注意義務・忠実義務に反するとの見解が示されているが、不用意に本件融資証明書の必要事項を記入し、代表者印を押印したことの適否は別としても（後記(4)）、稟議規程及び取締役会規程に違反や、会社法362条4項1号違反であるとはいえず、善管注意義務・忠実義務違反ともいえない。

## (3) 会社法違反（多額の借財）

本件調査報告書では、ADCが██████との間において具体的に借入の協議又は交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があるとの見解が示されている。

しかしながら、ADC委嘱外部専門家の調査の結果、そもそも、ADCが██████との間において具体的に借入れの協議又は交渉を行っていたという事実は認定されていないのであるから、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）は認められない。

もともと、ADC委嘱外部専門家は、あくまで仮定の話としての法的問題（の可能性）を指摘するようであるが、本件調査報告書の性質上、具体的な事実認定に基づかずに抽象的に法令違反の可能性があるかのような結論を述べるのは、読み手の誤解を招きかねないものであるし、一般に事実認定こそがこの種の調査者の職責であること（つまり、そのような抽象的可能性があるからこそ、事実の有無の調査が委嘱されたのである。もちろん、証拠上、そのような事実の存在が疑われるが、調査の限界から認定まではできないという場合に、そのような事実が認定できる場合と仮定して法的問題の可能性を結論として述べるということはこの種の報告書の在り方として首肯し得る。しかし、本件調査報告書を見ると、そのような証拠評価が記載されている部分は見当たらず、法的問題の可能性を指摘する事実的な基礎を欠いているといわざるを得ない。これでは、事実調査をしないまま、問いに対して問いで答えるようなものである。）を併せ考慮すると、不適切といえる。

## (4) 内部統制上の問題点

本件調査報告書では、本件融資証明書に代表者印が押印された当時、代表者印は特定の使用者がいないフリーデスクに無施錠のまま保管され、事実上、誰もが第三者の目に触れることなく、無断で押印を行うことができる状況にあり、内部管理体制は杜撰であったとの指摘がされている。

本件調査報告書でも指摘されているとおり、代表者印の重要性に鑑みれば、代表者印は厳重に管理されなければならない、ADC の内部統制体制は杜撰であったという他なく、ADC 委嘱外部専門家の見解は賛同できる。

#### (5) 結論

以上のおり、ADC として、本件融資証明書にかかる意思表示（融資の申込み又は承諾の意思表示、又は融資を行うという事実の証明を行う旨の意思の表示）をしたという事実はなく、本件融資証明書の発行について必要な取締役会決議を欠いたともいえない。

したがって、本件融資証明書の作成に際して取締役会決議を経ていなかったことは、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（重要な財産の処分）を構成しない。ADC 委嘱外部専門家のこの部分の見解には賛同できない。

また、ADC が ██████████ との間において具体的に借入れの協議又は交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があるという ADC 委嘱外部専門家の見解は、認定できない事実が仮に存在していた場合の仮定の話論じているものようであるが、本件調査報告書の性質を考慮すると、不適切といえる。

ADC 委嘱外部専門家の代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出されたとの指摘には賛同する。

以上

# 調 査 報 告 書

2022年7月26日

アジア開発キャピタル株式会社 御中

弁護士

藤 井

寿



弁護士

菅 沼

匠



弁護士

南

史 人



## 目次

第1	本調査報告書について	4
1	本調査報告書作成の経緯	4
2	本調査の目的及び調査事項	4
3	調査担当者	4
4	本調査の期間、方法、内容等	4
	(1) 本調査の期間	4
	(2) 本調査の方法	4
	(3) 調査の限界	5
第2	本調査の前提となるADCの状況等	5
1	ADCの会社概要	5
2	ADCグループの事業等	6
第3	調査対象事実の内容	7
1	融資証明書に関する法的一般論	7
	(1) 融資証明書の意義	7
	(2) 融資証明書の法的性質	7
	(3) 融資証明書の訴訟における取扱い	7
	(4) 融資証明書の発行によって生じ得る法的効果	12
	(5) 小括	16
2	融資証明書の内容及び作成経緯	16
	(1) 本件融資証明書の内容	16
	(2) 本件融資証明書の作成経緯	17
3	本件融資証明書の法的拘束力	19
	(1) 本件融資証明書作成日時点の法的評価	19
	(2) 現時点における法的評価	20
4	本件融資証明書作成にかかる問題点	20
	(1) 融資証明書の作成等にかかる社内規程等	20
	(2) 取締役会決議の不存在による規程・法令違反	21
	(3) 内部統制上の問題点	25
第4	結語	26

## 第1 本調査報告書について

### 1 本調査報告書作成の経緯

本調査報告書は、アジア開発キャピタル株式会社（以下「ADC」という。）による、2022年6月27日付適時開示「第102回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」及び同年7月6日付適時開示「（開示事項の経過）監査役会による継続調査及び特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり、日本取引所自主規制法人による往査において、ADCの社内帳票等の調査が行われたところ発見された、融資金額100億円と記載された別紙融資証明書（以下「本件融資証明書」という。）について、ADC監査役会における調査の一環として、同監査役会より、ADCから独立した中立・公正な外部専門家による調査の委嘱を受け、調査を行った結果を報告するものである。

### 2 本調査の目的及び調査事項

本調査報告書における、目的及び報告の対象は以下の事項である。

- ① 本件融資証明書の作成に係る経緯及び実態
- ② 本件融資証明書の法的拘束力
- ③ 本件融資証明書の作成による法令、社内規程違反の有無及び内容
- ④ その他、調査担当者が必要と認めた事項

### 3 調査担当者

本調査の担当者は以下のとおりであり、ADCとの間において、これまで契約関係その他特別な利害関係を有していない。

藤井 寿（リンクパートナーズ法律事務所所属、弁護士・公認会計士）  
菅沼 匠（リンクパートナーズ法律事務所所属、弁護士・公認会計士）  
南 史人（リンクパートナーズ法律事務所所属、弁護士）

その他補助者1名（リンクパートナーズ法律事務所所属、弁護士）

### 4 本調査の期間、方法、内容等

#### （1）本調査の期間

本調査の期間は、2022年7月6日から同年7月26日までである。

#### （2）本調査の方法

##### ア 資料の検討

本調査の担当者は、本調査のためにADC及び関係者から提供された資料（電子データを含む。以下も同様）、本調査の担当者が独自に収集した資料を

閲覧・分析・検討した。

#### イ 社内外の関係者に対するヒアリングの実施

本調査の担当者は、ADC取締役（2022年7月22日に代表取締役を辞任）のアンセムウォン氏、本件融資証明書の宛先とされた ██████████ ██████████ 株式会社（以下「██████████」という。）代表取締役の ██████████ 氏、及びADC連結子会社の株式会社 ██████████（以下「██████████」という。）代表取締役の ██████████ 氏、本件融資証明書の捺印申請書に押印したADC取締役1名及び同従業員3名から事情を聴取した。

なお、肩書は特段の断りのない限り、本調査報告書作成時点の肩書とする。

#### ウ デジタルフォレンジック調査について

2022年7月6日付適時開示「(開示事項の経過) 監査役会による継続調査及び特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり、ADCは本調査とは別途デジタルフォレンジック調査を行っているため、本調査において独自にデジタルフォレンジック調査を行っていない。

ただし、ADCを通じて、本調査とは別途行われたデジタルフォレンジック調査の結果として、抽出されたメール履歴、チャットの履歴及び電子ファイル等の共有を受け、調査担当者において閲覧・分析・検討した。

### (3) 調査の限界

本調査は、限られた調査期間・方法・内容により、関係者の任意の協力を得て行われたものであり、一部関係者についてはヒアリング等を実施することができず、本調査の担当者が希望した資料について入手することができないものもあった。また、ADCを通じて共有を受けたデジタルフォレンジック調査結果について、調査担当者において調査の範囲及び方法等を決定したものではない。

本調査報告書における事実認定等は、このような限界がある中での調査に基づくものであり、本調査において実施することができなかったヒアリング及び入手することができなかった資料等を踏まえた場合には、事実認定等を含めて、本調査報告書の内容を修正または変更すべきこともあり得る。

## 第2 本調査の前提となるADCの状況等

### 1 ADCの会社概要

ADCは、1952年6月に設立された株式会社である。複数回の組織再編及び商号変更を経て、2015年10月に現在の商号に変更している。2022年7月26日時点の資本金は、62億7528万3598円、発行可能株式総数は59億



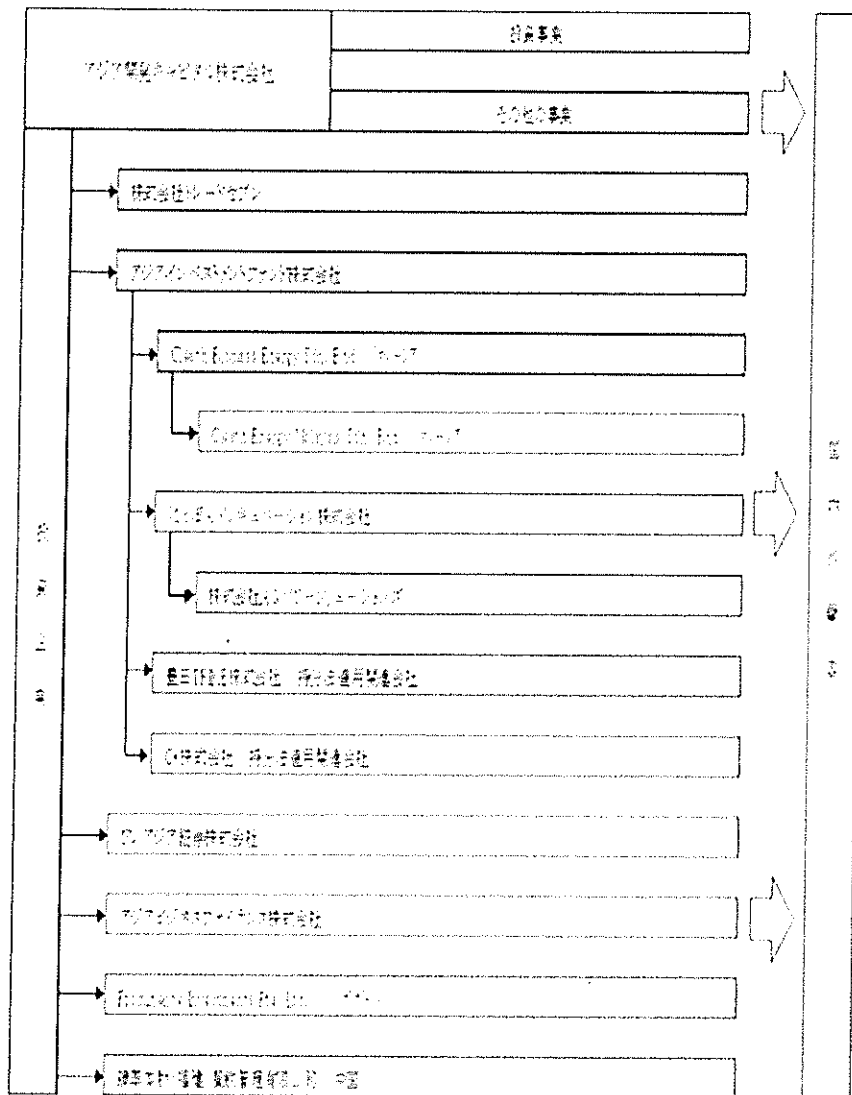
2400万8492株、発行済株式総数は15億6110万2123株であり、東京証券取引所に上場している（コード：9318、東証スタンダード）。

ADCは、関係会社として、連結子会社11社及び持分法適用会社2社を有している。

## 2 ADCグループの事業等

ADC及びその関係会社（以下併せて「ADCグループ」という。）の事業系統図は以下のとおりである。

ADCグループは、投資事業（有価証券投資事業、ベンチャー投資事業）、貸金事業及び証券事業を行っている。



### 第3 調査対象事実の内容

#### 1 融資証明書に関する法的一般論

本件融資証明書の法的拘束力を検討する前提として、まず金融機関等において一般的に利用されている融資証明書に関する法的一般論を述べる。

##### (1) 融資証明書の意義

いわゆる融資証明書とは、「金融機関が取引先に対して融資を行うという事実の証明を目的とした報告証書のことを指し、取引先が第三者に提供して自己の支払能力を証明するための手段として用いられるもの」とされている<sup>1</sup>。

##### (2) 融資証明書の法的性質

上記の融資証明書の意義に照らすと、融資証明書は、金融機関等の貸し手側が取引先に対して融資を行うという事実の証明を目的とした報告文書に過ぎず、書面によって融資を承諾することを目的とした処分証書ではないということになる<sup>2</sup>。

したがって、融資証明書の発行により直ちに貸し手側が融資義務を負うことはないものと考えられるが、融資証明書の記載内容や融資証明書を発行した経緯等の個別具体的な事情から、当該融資証明書の発行によって、取引先の融資の申込みに対する承諾と認められる場合には、貸し手側に融資義務が発生する可能性はある。また、融資証明書を当てにして取引先と取引をした第三者が存在する場合、当該第三者の融資に対する期待が法的保護に値する場合も想定される。

現行法上、民法第587条の2第1項及び同条第4項では、書面または電磁的方法による諾成的消費貸借契約の成立が認められていることから、諾成的消費貸借契約の成否につき、当該融資証明書の発行という事実が裁判所の行う認定・判断に大きな影響を及ぼす可能性は否定できない。

##### (3) 融資証明書の訴訟における取扱い

そこで、以下では、参考となる裁判例を紹介し、融資証明書の発行という事実が裁判所の認定・判断にどのような影響を及ぼすのかを検討する。なお、引用す

<sup>1</sup> 金子修ほか『金融機関の法務対策6000講[第IV巻 貸出・回収編]』（金融財政事情研究会 2022年）32頁以下参照。

<sup>2</sup> 処分証書は意思表示その他の法律行為が記載されている文書を指し、報告文書は作成者の見聞、判断、感想等が記載されている文書とされ、前者の例として手形、小切手、契約書、解除通知書等が挙げられ、後者の例として、受領証、領収証、商業帳簿、日記、診断書、手紙、陳述書等が挙げられる（司法研修所『民事訴訟における事実認定』（法曹会 2013年）64頁～66頁参照）。報告文書には、処分証書に準ずべき報告文書（類型的信用文書とも呼ばれ、上記の例のうち受領証、領収証、商業帳簿、診断書等がこれに当たる）と、それ以外の報告文書（上記の例では、日記、手紙、陳述書等がこれに当たる。）に分けることができるとされ、一般的な融資証明書は、貸し手側が融資を行うという事実の証明を目的としている文書であり、これを外部に提出して利用することが予定されることから、報告文書の中でも処分証書に準ずべき報告文書（類型的信用文書）と理解される場合が多いのではないかと考えられる。

る判旨は融資証明書の発行に関連する判断事項に限定される点に留意されたい。

ア 東京高判平 11・10・20 (判タ 1039 号 148 頁) [裁判例①]

本件は、土地を購入しその上にマンションを建設する事業を計画したXが、Yに借入申込書を提出し、Yから購入資金を借り入れて土地を購入したが、その後Yが、その土地上の借地権者から借地権を買い取るための資金の貸付を拒絶したため、Xにおいて事業の遂行が不可能となったことにつき、XがYに対し、両者間では事業に必要な資金として合計39億9500万円を融資する旨の諾成的金銭消費貸借契約または消費貸借の予約が成立したにもかかわらず、YはXに土地の購入資金(10億3000万円)を融資しただけで残金の融資を実行せず、Xは、事業のために支出した経費や得べかりし利益に相当する損害を被ったとして、Yに対して損害賠償を請求した事案である。

本判決は、総額40億円近い金員に関する融資契約が締結されたというにもかかわらず、これに係る契約書が作成されず、YがXに融資証明書を交付した事実もないこと、XがYの担当者に対し事業の説明をし、借入申込書を提出した時点では事業資金総額、借入条件、事業計画が不確定であったからその直後に全額の融資契約が成立したとは認めがたいこと、YはXに融資をするにつき、Yの保証会社による保証を付けることを条件としていたところ、保証会社は土地の購入資金に対する融資以後の融資につき保証をすることは困難であるとの結論をXに伝えていること、以上を理由として、XY間に諾成的金銭消費貸借契約または消費貸借の予約の成立を認めることはできないとして、Xの請求を棄却した。

本判決のように、裁判所においては、諾成的金銭消費貸借契約または消費貸借契約の予約の成否を判断するに際し、融資証明書を交付していないという消極的な事実を大きな考慮要素としている。

イ 東京高決昭 34・5・16(判決時報 10 卷 5 号 112 頁・LEX/DB27487110) [裁判例②]

本決定は、破産申立棄却決定に対する即時抗告申立事件において、銀行支店長名義の融資証明書の提出があった場合、破産原因としての支払不能の状態にないと認めた事例であるが、同決定では「……なるほど銀行のなした融資証明が抗告人の本件債権について支払保証の効力を有するものでないことは、抗告人の主張するとおりであるが、あるものが破産原因としての支払不能の状態にあるか否かを判定するについては、そのものに対する資産、信用及び労務の点を考慮すべきであって、銀行から融資が受けられることは、そのものに対する信用状態に強い関係を有することであつて、本件においては前記認定の融資証明について、相手方が融資中止の措置を受けるような特別の事情を認めるにたる資料はないから、抗告人の右主張は採用できない。」と判示し、融資証明書

の存在は、その交付を受けた者の信用力に大きな影響を及ぼすことを明確に述べている。

ウ 東京高判平6・2・1（金法1390号32頁）〔裁判例③〕

本判決は、Y（被控訴人・銀行）がX（控訴人）に対して融資証明書を発行して融資する旨の明確な約束をしたが、この約束が破棄されたので、Xが被った損害の賠償を求めた事案の控訴審において、Yの支店長は、本件融資約束を一方的に破棄したものであるというべきであり、同支店長がこのような行為に出ることについて、取引上是認するに足る正当な事由があるとはいえないから、Yは、Xが企業との工事建設の請負契約の解消を余儀なくされたことにより被った損害につき、民法第715条に基づき賠償責任があるとして、控訴の一部を取り消し、請求の一部が認容された事例である。

本判決では、「……企業とそのいわゆるメインバンクとして取引を継続してきた銀行が、右企業から新規に計画した事業について必要資金の融資の申込を受け、当該計画の具体的内容を了知したうえ、右企業と消費貸借契約の締結に向けて交渉を重ねている途中であり、金銭の授受がなく消費貸借契約が成立したとはいえない段階においてであっても、融資金額、弁済期、借入期間、利率、担保の目的物及び担保権の種類並びに保証人等の貸出条件について具体的な合意に達し、銀行が右貸出条件に基づく融資をする旨を記載した融資証明書を発行して融資する旨の明確な約束（以下「融資約束」という。）をした場合において、右融資約束が破棄されるときには、右企業の新規事業計画の実現が不可能となるか若しくは著しく困難となり、右企業が融資約束を信じて当該計画を実現するためにとった第三者との契約若しくはこれと実質的に同視することができる法律関係等の措置を解消することを余儀なくされる等し、このため右企業が損害を被ることになる等の事情があり、しかも当該銀行が、このような事情を知り又は知りうべきであるにもかかわらず、一方的に融資約束を破棄する行為に出たときには、かかる行為に出るにつき取引上是認するに足る正当な事由があれば格別そうでない限り、当該銀行は、右企業が前示のような損害を被ったときには、民法七〇九条、七一五条に基づき、これを賠償する責任を負うものと解すべきである。」との一般論を述べた上で、「……Yは、本件融資証明書を回収しなかったのは、Yとしては、本件工場進出計画に反対であったが、Xが同計画を推進し支援してくれる銀行があると力説していたので、他行が融資を決定し融資証明書を発行するまでの間、Xの立場や事情を考慮したからであると主張し、……Y支店はXから本件融資証明書の回収を猶予するよう依頼されたことはなく、回収しないことにつきY主張の理由がXに表明されていないことが認められるから、本件融資証明書を回収しなかったことが

Y主張の理由<sup>3</sup>によることは、Xが本件融資証明書どおりの融資を受けられるとの信頼を解消する事由となり得ず、その他Yが右信頼を解消するに必要な措置を講じたことを窺わせる証拠もない。」などと判示してYの賠償責任を認めている。

本判決では、融資証明書発行の事実を融資約束の認定の重要な考慮要素としていることは明らかであり、それに加えて、Yの融資証明書の未回収という事実を重く捉え、融資証明書を発行したことによって生じた、相手方の融資を受けられるという信頼を解消しないままに行った融資の拒絶は取引上是認するに足りる正当な事由のない一方的な融資約束の破棄であると判断している。

なお、本判決の原審（東京地判平4・1・27金法1325号38頁）では、融資証明書の交付日に融資予約契約が成立していると判断していることも参考になる。

エ 東京地判平14・4・25（判タ1098号84頁）[裁判例④]

本判決では、X（銀行）が長期信用銀行時代に大型リゾート施設の開発・運営プロジェクトに対して行った追加融資が、同プロジェクトの破綻により回収不能となったことから、Xが同追加融資を担当したYに対して、取締役の善管注意義務違反があったとして損害賠償の支払を求めた事案において、本件追加融資を行ったYの判断は、当該状況下において合理的と考えられる情報収集・分析、検討を怠り、追加融資を打ち切る場合の損失に比し、追加融資を行う場合の回収不能によるリスクを著しく過小に評価し、その衡量判断を誤って、回収可能性の乏しいプロジェクトに対して巨額の追加融資を行ったものであり、取締役として許容された裁量を逸脱した善管注意義務違反があるとした事例である。

本判決では諸々の事情を総合考慮しているところ、「……そして、Yは、平成元年五月の五〇億円の融資証明書の発行及び同年六月二九日の二億円のつなぎ融資を与信専決権者として決裁し、平成三年八月の三〇億円の融資の方針決定については業務運営委員会のメンバーとして関与し、さらに平成四年一月三十一日の五億円のつなぎ融資を与信専決権者として決裁するなど本件プロジェクトに当初から関わり、その経緯や内容を熟知しており、また、本件追加融資については与信専決権を有する最高責任者として関与したのであり、このようなYの本件プロジェクトへの関与や本件追加融資における役割を前提とす

---

<sup>3</sup> Yが融資証明書を回収しなかった理由は、上記引用のとおり、Xの工場進出計画を推進し、支援をしてくれる他の銀行が融資を決定し融資証明書を発行するまでの間、Xの立場や事情を考慮したからであるとするが、当該理由はXに表明されておらず、Xからも融資証明書の回収を猶予する旨の依頼も存在しないことから、Xの融資証明書に対する信頼を解消することにはなり得ず、Xの信頼が維持されているものと判断されている。

ると、上記に指摘した情報収集・分析、検討の不足・不備は、当該状況下におかれた取締役として、これに基づき意思決定を行なうことに、当然に躊躇を覚えてしかるべきものであったと認められる。」として、取締役の善管注意義務違反を認めている。

善管注意義務違反の判断は、個別具体的な事情の総合的な検討が必要となる  
ところ、取締役Yの本件プロジェクトへの関与度合いの評価や、決裁権限を有  
することの根拠として、融資証明書を発行した事実が挙げられている点は注目  
に値する。

オ 長野地判平9・5・23（判タ960号181頁）〔裁判例⑤〕

本判決では、ゴルフ場開発の事業主体である訴外Aの設立に際し発行済株式  
総数の過半数を引き受けてその経営に当たっていたXが、Aの事業資金の融資  
を受けるに際し主要取引金融機関であるY1に対し、保有株式に担保権を設定  
したところ、Yから担保権の実行によりAの借入金債務の弁済に充てるため株  
式を取得する旨の通知を受けたことから、Y1（金融機関）、Y2（株式を引き  
受けた会社）らに対し、担保権の実行は、公序良俗に反するなど主張し、株  
券の引渡しを求めた事案において、Y1（金融機関）は本件担保権実行通知に  
より本件株式を有効に取得したということができ、Xはもはや本件株式に基づ  
いて本件株券の返還を求める権利を有しないとして、Xの請求を棄却した事例  
である。

本判決では、「……この点、本件においては、前掲各証拠によると、Sカン  
トリーがY1に提出した資金計画書には月々の借入金見込額が記載されてお  
り、平成四年一〇月二三日提出の資金計画書には平成五年八月までの借入金見  
込額が記載されていたこと、Y1のX及びSカントリーに対する融資は、その  
都度借入申込書の提出と本店の稟議を経た上で実行されてはいたものの、平成  
五年一月一九日まではおおむね右の資金計画書に沿った貸付が行われていた  
こと、Y1は、平成四年五月二六日付けで、Sカントリーに対し、農地法に基  
づく農地転用許可申請のため、五六億円の融資の用意がある旨の融資証明書を  
発行したことが認められ、このような事情のもとにおいては、Sカントリーに  
おいて平成五年八月までの融資が計画どおりに受けられるとの期待を抱くこ  
とは当然の成り行きである。しかしながら、甲第二九号証及び乙第八号証によ  
れば、Y1の右五六億円の融資証明には、同Y1の融資基準に適合する場合に  
限るという留保が付けられていることが認められ、このことは両当事者ともに  
理解していたものと考えられる上、前判示のとおりY2の本件事業への関わり  
合いの態様に照らすと、第一回目のXへの小規模な融資はともかくとして、  
その後Sカントリーの設立を経て融資金額が増大する段階では、本件事業がY

2による本件ゴルフ場建設工事の施工を前提に進められてきたことは明らかであり、そのような中で同Y2が右工事の施工を辞退し、代替りの建設業者も見つからないという事態に立ち至ったことは重要な事情の変更が生じたとみて差し支えない。確かに、Xの主張するように施工業者の選定は本来事業主体が行うことではあるが、他方、従前から予定されていた施工業者が辞退したということは金融機関にとっても債権回収の可否の面から重大な関心事であり、しかも、代替施工業者すら見つからなかったため事業遂行の確実性に影響が生じたとみられるから、融資基準に照らして融資を継続するか否か再検討せざるを得ない事態に至ったと考えられるのである。そして、右のような重要な事情の変更が生じた以上、Y1がSカンツリーの前記のような期待に反し融資を打ち切ったとしても、金融機関としての性格上やむを得ないというべきであり、これをもって金融取引上の信義則に反し不当ということとはできない。」と判示した。

本判決では、融資証明書に留保条件が付されていたこと、及びY2が工事の施工を辞退するなどの重要な事情の変更が生じたこと等から、結論としてXの請求は棄却されたが、融資証明書の発行の事実により、相手方において計画通りの融資が受けられることに対する期待が生じることは当然である旨述べており、具体的状況如何によっては、このような期待を侵害したことの責任を問われる可能性を示唆しているものと評価できる。

#### (4) 融資証明書の発行によって生じ得る法的効果

以上の裁判例を概観すると、金融機関が発行した融資証明書という側面は大きいと思われるが、いずれの裁判例においても、融資証明書の証明力の程度は高く、要証事実の認定にも（重要な間接事実の認定として）相応の影響を与えているものと理解することができる。

そこで、以下では、融資証明書を発行した場合に生じ得る法的効果について一般論を述べる。

##### ア 融資義務の発生

上記で述べた融資証明書の法的性質からすると、原則として、融資証明書の発行という行為のみにより融資義務が発生するものではないが、諸般の事情により、相手方の融資の申込みに対する「承諾」と評価できる場合には、融資証明書の発行者に融資義務が発生する可能性がある。この融資義務には、後記で述べる諾成的金銭消費貸借契約の成立に基づく、法的な「貸す義務」のみならず、信義則上の融資義務が含まれるものと理解できる。

##### イ 諾成的金銭消費貸借契約の成立

前述したとおり、現行法では、民法第587条の2第1項、同条第4項において、書面または電磁的方法による諾成的金銭消費貸借契約の成立が認められている。

書面性の要件については、消費貸借の目的物を「貸す意思」と「借りる意思」がともに書面に現れていることが必要とされているが、その「書面」は必ずしも1通の書面であることを要しないとされ、ここにいう「書面」には、消費貸借の詳細な内容まで具体的に記載されなくとも書面性の要件は充足されると理解されている<sup>4</sup>。

また、民法第587条の2第4項において、消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってなされたものとみなされるため、この電磁的記録（電子署名やクラウドサインのみならず、電子メール、メッセージツール等も含まれる）によって、上記「貸す意思」、「借りる意思」の存在が認められる場合にも、諾成的金銭消費貸借契約が成立することになる。

したがって、融資証明書の内容やその他の書面または電磁的記録の内容如何によっては、諾成的金銭消費貸借契約の成立が認められる場合も考えられる。

[裁判例①]のように、裁判所においては、融資証明書を発行していない事実を融資契約の成立を否定する重要な要素として理解していることからすると、反対に、融資証明書が作成されていた場合には、この事実を重く評価して、諾成的金銭消費貸借契約の成立に関する大きな積極要素と理解される可能性は高い。

諾成的金銭消費貸借契約の成立が認められた場合、貸主側の「貸す義務」、借主側の「借りる権利」（金銭等の引渡請求権）が発生することになる。よって、貸主が「貸す義務」を履行しない場合には、借主は、貸主に対して、目的物たる金銭の引渡し請求のほか、民法第419条に基づき、債務不履行に基づく損害賠償の請求をすることができる。

#### ウ 金銭消費貸借契約の予約の成立

融資証明書の内容、その他の諸般の事情によっては、[裁判例③]の原審のように金銭消費貸借契約の予約が成立するものと判断される可能性もある。金銭消費貸借契約の予約には、予約完結の意思表示をもって上記の諾成的金銭消費貸借契約が成立する形式と（形成権型予約）、予約契約の成立をもって、相手方

---

<sup>4</sup> 潮見佳男『新契約各論Ⅰ』（信山社 2021年）245頁～246頁以下参照。ただし、同書では「どのような内容で金銭等の貸借をするのかについて「貸す意思」と「借りる意思」の合致があったことが確認できなければ、そもそも消費貸借についての「合意」が成立したといえない（合意の内容そのものを証明できない）場合がある点に留意すべきである。」と記載されており、書面性の要件を満たしていた場合であっても、金銭消費貸借契約の合意の成否については慎重な検討が必要になるものと思われる。



に本契約締結義務（借主側からすると本契約締結請求権が発生する）を課す形式とがある（義務型予約）。

予約契約の成否、及びいずれの形式の予約契約が成立するののかについては、個別具体的な事情を総合考慮した事実認定の問題と言わざるを得ないが、[裁判例③]の原審のように、融資証明書が交付された事実を重視して、金銭消費貸借契約の予約が認められる場合も考えられる点は留意するべきと思われる。

上記形成型予約が成立した場合には、予約完結の意思表示により諾成的消費貸借契約が成立することになり、貸し手側には「貸す義務」が発生する。他方で上記義務型予約が成立した場合には、借主からの申込みにより予約義務者である貸主が本契約締結義務を負うことになる（この義務については意思表示に代わる判決の方法による履行強制が認められる）。

また、後記においても詳述するが、具体的な交渉経過によっては、貸主に融資交渉の際に借主に対して消費貸借契約の締結に向けて誠実に行動する信義則上の義務が認められる場合も考えられ、その義務違反には不法行為責任（契約締結上の過失）を理由とする損害賠償責任が発生する場合があります<sup>5</sup>。

#### エ 任務懈怠責任（善管注意義務違反）

[裁判例④]の判示事項からも示唆が得られるように、取締役等の役員が融資証明書を発行して、適切な情報収集・分析・検討等を怠り、結果として不相当な融資を実行した場合には、会社法第330条、民法第644条の取締役等の善管注意義務違反、及び会社法第423条の任務懈怠責任を問われる可能性がある。善管注意義務違反の認定は、経営判断原則にも関連した極めて個別具体的な事情に依存するものであるが、安易な融資証明書の発行を行い、それによって諾成的金銭消費貸借の成立等に至った場合には、会社に「貸す義務」が発生することになるのであり、[裁判例③]のように融資証明書の発行が一因となって会社が相応の賠償責任を負う可能性もあるため、不適切な融資判断を行った取締役等の善管注意義務違反が認められる懸念は払拭できない。

なお、仮に、融資証明書を発行した上で、現実に融資を実行する意思決定をした場合、これは融資金額その他の会社の置かれている状況によっては、会社法第362条第4項第1号の「重要な財産の処分」、若しくは同条項柱書の「そ

<sup>5</sup> 前掲潮見（258頁）においては、「将来締結されるであろう消費貸借の内容が確定しておらず、したがって、義務型予約のレベルにすら至らず、それだけでは当事者に本契約締結義務（本契約締結請求権）を認めるには足りず、交渉段階での中間的な合意（単なる事実としての合意）にすぎないものも含めて、「融資予約」とされることがある。この意味での「融資予約」には、本契約締結義務ではなく、（本契約（金銭消費貸借契約）の締結に向けた誠実に交渉をする義務を当事者に課す）という効果が結びつけられているようである。」と述べており、同義務違反に基づく不法行為責任（契約締結上の過失責任）を課し得る点に言及している点も参考になる。

の他の重要な業務執行」に該当し得るものと考えられる<sup>6</sup>。

「重要な財産の処分」、或いは「重要な業務執行」に該当する場合、取締役会による決議が必要とされるため、これを経していない場合には、任務懈怠責任の根拠たる法令違反を構成することとなる。

#### オ 信義則上の義務違反・不法行為責任

前記で述べた諾成的金銭消費貸借契約（予約契約を含む）の成立に至らない場合であっても、融資証明書の発行を含めた、融資交渉の具体的な経過によっては、貸主に信義則上の融資義務が発生する場合があります。

具体的には、①個別具体的な状況下で、個別の契約交渉に至った経緯（基本契約[基本合意]の有無、先行する取引関係など）、交渉の際の交渉当事者の言動、交渉の進捗状況等に照らすと、融資交渉の際に一方当事者に対して消費貸借契約の締結に向けて誠実に行動する義務を課するのが信義則に照らして適切か否か、②この種の信義則上の義務が認められるべきであるときには、当該事案においてその義務に対する違反が認められるかどうかを検討し、交渉過程における信義則上の義務違反がある場合は、違反当事者に対して不法行為責任（論者によれば契約締結上の過失）を理由とする損害賠償責任を課すということになる（信義則上の注意義務違反を理由とする損害賠償）<sup>7</sup>。

[裁判例③]、[裁判例④]、[裁判例⑤]のように、融資証明書を発行した事実が、相手方に予定通りの融資を受けられることへの一定の期待を生じさせることは裁判例でも言及されているところであり、相手方の法的保護に値する期待を不当に害さないよう留意するべきであると考えられる。

#### カ 刑事上の責任

[裁判例②]において明確に述べられているように、融資証明書の存在は交付を受けた者の経済的信用力に大きな影響力を及ぼすことになる。そうすると、取引先の信用付与のために融資証明書が利用される場合も想定され得る。すなわち、実態として融資が予定されていないにもかかわらず、取引先との関係性等の事情から、虚偽の経済的信用力を付与することを目的として、融資証明書を取引先に交付して、当該取引先がこの融資証明書を利用して相手方を欺罔し

<sup>6</sup> 「重要な財産の処分」該当性の判断基準は、判例上「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様および会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解する。」（最判平6・1・20民集48巻1号1頁）とされており、ケースバイケースの判断とならざるを得ないが、当該会社の取締役会規則その他の規程等の基準は、重要な考慮要素になるものと理解されている。また、「重要な業務執行」については、会社法第362条第4項各号と同程度に重要な業務執行を指すものと理解される。

<sup>7</sup> 前掲潮見258頁参照。

て一定の財産的処分行為を行わせた場合には、取引先が刑法第246条の詐欺罪に問われるのみならず、本件詐欺行為への関与の程度によっては、融資証明書の発行主体も刑法第60条～62条の詐欺の共犯に問われる可能性がある。

なお、融資証明書が事実証明に関する私文書であることには争いはなく、当該融資証明書を、他者が行使の目的で作成名義を偽って作成し、これを行使した場合には、刑法第159条、同法第161条の有印私文書偽造罪、同行使罪に該当し得ることは論を俟たない。

#### (5) 小括

以上の検討のとおり、いわゆる融資証明書の発行により、立証命題の認定・判断に相応の影響を及ぼすことが想定され、結果として、融資証明書の発行主体に何らかの法的効果が発生する可能性がある。

したがって、上記で検討した種々の法的リスクの発生を防止する観点からすると、安易な融資証明書の発行は厳に控えるべきであると思料する<sup>8</sup>。

## 2 融資証明書の内容及び作成経緯

### (1) 本件融資証明書の内容

本件融資証明書の作成日付は2022年3月25日、作成名義人はADC、宛名は■■■■■■■■■■であり、作成名義人の記名欄には、ADCの代表者印の捺印がある。

本件融資証明書には、「弊社は、貴社または貴社ご指定のSPCに対し、以下の通り、融資することを本書にてお示しいたします。」と記載され、融資の条件として、下記の記載がある。

#### 記

- 1 融資金額 金100億円也
- 2 実行日 2022年4月30日限り
- 3 資金使途 後記不動産の取得資金
- 4 融資利率 別途合意と致します。
- 5 返済日 別途合意と致します。
- 6 本書の有効期限は、2022年4月30日限りとさせていただきます。また、本融資は、別添の■■■■■■■■■■による弊社グループへのファイナンスを停止条件と致します。

以上

このほか、融資した金員によって取得する対象の不動産として、下記記載もな

<sup>8</sup> 同趣旨の指摘として、国松英二ほか『銀行融資法務【改訂版】-貸付から回収まで-』（ビジネス教育出版社 2000年）96頁、石井眞司ほか『銀行取引法事例集 第2巻【貸付・保証】』（銀行研修社 1993年）174頁等が挙げられる。

されている。

## 記

所在地 東京都港区

面積 219坪

以上

### (2) 本件融資証明書の作成経緯

#### ア 本件融資証明書作成に至る背景

本件融資証明書作成の経緯は、2022年3月、代表取締役の氏からADC連結子会社の代表取締役である氏に対し、氏が購入を検討している不動産（以下「本件不動産」という。）に関し、その購入資金の融資の相談がなされたことに端を発する。相談の内容は、ADCの株主である（以下「」という。）からの融資を依頼するものであったため、氏はアンセムウォン氏にこれを伝えた。

並行して、からは本件融資証明書の発行の依頼がなされ、後述のとおり、ADCを名義人とする本件融資証明書が作成された。

その後、氏が本件不動産の売主に、ADCからの融資により購入資金を工面する旨を伝えたところ、売主が難色を示したため、ADCからに対する融資は立ち消えとなった。

#### イ 本件融資証明書の作成

本件融資証明書は、から依頼を受け作成されたものであり、具体的な作成過程は、以下のとおりである。

より本件融資証明書のフォーマットを氏が受け取り、氏において、本件融資証明書に融資金額「金100億円也」、実行日「2022年4月30日限り」等の記載事項を埋めた上で、当時のADC代表取締役であったアンセムウォン氏が、ADCの社長室従業員に指示して代表者印の捺印を行い、本件融資証明書が作成されたものである。

本件融資証明書の日付は2022年3月25日であり、ADC内で印章管理に使用していた押印簿には同月29日付で本件融資証明書の捺印の記録があることから、本件融資証明書の捺印は、2022年3月25日ないし同月29日の間になされたものと認められる。

本件融資証明書に記載の「100億円」という金額は、本件不動産の価値がこれを上回ることを前提に、その購入資金の一部として、金額が決定されたものである。金額の決定にあたっては、氏が本件不動産の現場を確認した程度で、氏もしくはアンセムウォン氏側で、その他に本件不動産の鑑定評価

を行うなど、本件不動産の具体的な担保価値の把握のための調査がなされたことはなかった。なお、アンセムウォン氏によれば、融資金額を1億円と誤認していたとのことであるが、本件融資証明書には「100億円」と記載されていることから、これを1億円と誤認することは考え難い。

また、本件融資証明書には、「融資利率 別途合意と致します」、「返済日 別途合意と致します」と記載されているところ、当事者間において、これらの具体的な条件及び保全の方法等について協議された事実及び合意された事実は確認されなかった。

なお、本件融資証明書第6項には、「本融資は、別添の[ ]による弊社グループへのファイナンスを停止条件と致します。」との停止条件が付されているところ、ADCグループにおいて、[ ]からのファイナンスが実施された事実は確認されなかった。

本件融資証明書の作成に際し、取締役会その他の会議体において、本件融資証明書にかかる議案が上程され、承認された事実は存在しない。

また、現時点において、作成された本件融資証明書の原本の所在は判明しておらず、写しが存在しているのみである。アンセムウォン氏によれば、本件融資証明書に代表者印の捺印がなされた後、[ ]から[ ]氏を通じて、融資が立ち消えになった旨の連絡を受けたため、本件融資証明書の原本は、交付することなく、破棄したとのことである。本調査においても、本件融資証明書が[ ]に交付された事実、及び、外部において使用されたことを裏付ける事実は確認されなかった。

#### ウ 代表者印の管理・押印手続

ADCにおいては、従前より、法務局への登録印である代表者印を特定の使用者がいないフリーデスクの引出しに無施錠で保管し、押印の際に、備付の押印簿に、日付、目的、申請者、押印者等を記載するという方法により、いつ誰がどのような文書に捺印したかを把握できるように管理していた。もっとも、文書に捺印を行うのは申請者であり、押印簿の押印者欄にも申請者と同一人が記名を行う運用がなされていた。捺印に際して申請者以外の第三者が、捺印の可否等をチェックする体制もなかったため、事実上、誰でも自由に代表者印を用いることが可能な状況であった。

その後、印章の管理を徹底すべく、2022年4月15日の印章取扱規程の改正に伴い、同規程に定める保管責任者が、代表者印を自らのデスクにおいて常時施錠のうえ保管し、押印に際しては、同規程に基づき、押印申請者が、必要事項を記載した捺印申請書に、押印を必要とする文書及び同文書が稟議を必要とする場合は稟議書を添付の上、複数の担当者に回付し、同捺印申請書が承

認められた場合にのみ、保管責任者が自ら文書に押印する運用に変更され、代表者印の管理、取扱が厳格化された。

本件融資証明書に代表者印が押印された2022年3月25日から同月29日は、ちょうど旧運用から新運用へ移行する過渡期にあり、同月22日以降、全社的に、上記の捺印申請書による捺印申請フローを導入したが、代表者印は、依然としてフリーデスクの引出しに無施錠で保管され、事実上、第三者のチェックを受けることなく、誰でも自由に代表者印を捺印することができる状態が継続していた。

本件融資証明書に関しては、複数の担当者の承認印のある2022年3月25日付捺印申請書が存在すること、及び、社長室従業員の名義で3月29日付で本件融資証明書に押印した旨の記録がある押印簿が存在することが確認されている。

### 3 本件融資証明書の法的拘束力

以上の事実関係を前提に、本件融資証明書の法的拘束力について検討する。

#### (1) 本件融資証明書作成日時点の法的評価

上述した関係当事者間の交渉の経緯からすれば、          よりADC（ないしはその株主である                  ）に対して融資の依頼があり、ADCがこれに応じて融資証明書を作成したという事実が認められる。そして、外部へ交付された事実は確認されていないものの、本件融資証明書の各記載事項からすれば、ADCが          または          指定のSPCに対して、2022年4月30日限りで、金100億円の融資を行う意思が          に対して表明されているものと客観的には評価され得る。

もっとも、融資利率、及び返済日については別途合意するものとされ（諾成的）金銭消費貸借契約の内容が確定されているものではなく、実際にも、これらの条件に関して当事者間で別途合意が成立した事実も確認されていない。そして、本件融資証明書の有効期限も同年4月30日までとされ、さらに、                  によるADCグループへのファイナンス（借入）が停止条件として付されている。すなわち、本件融資証明書から読み取れるADCの意思は、いわば期限及び停止条件付きの一定の留保が付された融資意思の発現と理解される。

そのため、前述した融資証明書の法的性質に照らしても、本件融資証明書の発行によって、直ちにADCが          （ないしは          指定のSPC）に対して融資義務を負うということにはならない。

しかしながら、経済的合理性の点は措くとしても、利息や返済期限については、金銭消費貸借契約の要素ではなく（民法第589条、同法第591条参照）、こうした定めが存在しなくとも、諾成的金銭消費貸借契約の「貸す義務」が発生し得

る。また、本件融資証明書の作成及びその存在が、諾成的金銭消費貸借契約における書面性の要件を肯定する一つの積極要素になることは否定できない。

したがって、仮に、上記期限内に停止条件が成就した場合には、ADCに100億円の融資義務が発生する可能性は存在するものと認められ、本件融資証明書の作成、及びこれを交付可能な状態に置く行為は、このようなリーガルリスクを孕む行為であると評価せざるを得ない。また、本件融資証明書を相手方に交付した場合には、融資の実行については一定の留保が付されているものの、相手方において、融資に対する期待が生じ得ることは避けられず、この期待を不当に害した場合には、不法行為（契約締結上の過失）責任を負う可能性もあり得る。

## （2）現時点における法的評価

上記で認定された事実関係に照らすと、本件融資証明書が交付された事実は確認されておらず、外部において使用された事実も確認されていない。また、          からADCグループへのファイナンスという停止条件が成就した事実も確認されていない。

そうすると、本件融資証明書は相手方に交付されておらず、所定の停止条件も成就せず、期限である2022年4月30日を経過したものと認められる。

したがって、現時点においては、本件融資証明書は失効しているものと評価せざるを得ず、借主とされている          においても本件融資が実行されることに対する期待が発生しているものとも認められない。

以上の事実関係からすると、結果として、本件融資証明書の作成により、ADCが、契約上、及び信義則上の融資義務を負うことはなく、          の融資に対する期待を害した事実も認められないことから、融資を実行しないことが          に対する契約責任、及び不法行為責任を構成する余地はないものと考えられる。

また、本件融資証明書が作成された背景事情、及び本件融資証明書が外部的に利用されていないことからすると、ADCに詐欺罪の共犯等の刑事上の責任が発生することもないものと考えられる。

## 4 本件融資証明書作成にかかる問題点

### （1）融資証明書の作成等にかかる社内規程等

#### ア 稟議規程（決裁権限表）

ADCにおける稟議事項の基準、稟議手続及び回覧手続を定めた稟議規程、及び、内容・金額に応じた稟議事項ごとに決裁権限者を定めた稟議規程別紙の決裁権限表によれば、融資証明書の作成にかかる決裁権限は明示的には規定されていない。

この点、融資証明書は、交付先の同意等を必要とせず、作成された時点で直

ちに外部に交付され得る状態となり、法的拘束力が発生し得る状況に置かれること、及び、上記本件融資証明書の性質（金融機関が取引先に対して融資を行うという事実の証明を目的とした報告証書のことを指し、取引先が第三者に提供して自己の支払能力を証明するための手段として用いられるもの）を踏まえると、融資を行うことが融資証明書の作成者において決定していることが前提となることから、本件融資証明書の作成に当たっては、「投融資」（決裁権限表）を準用すべきであったと考える。そして、「投融資」のうち、5千万円以上のものは、取締役会が決裁権限者とされている（決裁権限表）ことから、融資金額を100億円としている本件融資証明書の作成に当たっては、取締役会決議を経る必要があったといえる。

#### イ 取締役会規程

取締役会規程においても、融資証明書の作成は取締役会の決議事項として明示されていないが、取締役会規程において、稟議規程と平仄を合わせる形で、1件5千万円以上の投融資は取締役会の決議事項とされている（第11条第1号（ツ））。

### （2）取締役会決議の不存在による規程・法令違反

#### ア 稟議規程及び取締役会規程違反

上述のとおり、本件融資証明書の作成に当たっては、取締役会決議を経る必要があったところ、かかる手続が行われていないことから、稟議規程及び取締役会規程違反を構成する。

#### イ 会社法違反（重要な財産の処分）

本件融資証明書に記載されている100億円の融資（以下「本件融資」という。）の実行は、会社法第362条第4項第1号の「重要な財産の処分」に該当し得るものと考えられる。

すなわち、「重要な財産の処分」該当性の判断基準は、判例上、「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様および会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解する。」（最判平6・1・20民集48巻1号1頁）とされているところ、その判断に際しては、各社が定める取締役会規則等の内部基準も同文言の該当性の判断に当たって、特に重要な考慮要素となるものと理解されている<sup>9</sup>。また、重

<sup>9</sup> 田中亘『会社法 第3版』（東京大学出版会 2021年）232頁～233頁以下参照。その理由として同書は、「何が会社にとって重要な取引であるかは、会社の運営・管理の責任者である取締役会が一番よく知っている」ことを挙げている。



要性の判断に当たっては、実務上、総資産の約1%程度を数値上の目安として考えることがあり<sup>10</sup>、この基準も参考に値するものとする。

これを本件についてみると、本件融資証明書に記載されている融資額は100億円であり、これはADCの第102期（自2021年4月1日至2022年3月31日）の総資産（75億1695万4000円）のおよそ133%に及ぶ異常な金額規模である。そして、本件融資の目的は、■■■■の不動産の購入資金の融通であり、ADCの事業内容、及び定款の目的事項に照らしても、同社の通常の業務執行から生じる取引でないことは明らかである。

このように、異常に高額な融資金額、及び通常の業務執行に属さない取引の開始に際しては、取締役会でのより慎重な検討が必要であることは論を俟たないものというべきである。

そして、ADCの取締役会規程第11条第1号（ツ）においては「1件5千万円以上の投融資」については、取締役会の決議事項であると定められており、稟議規程においても、第5条及び別表の「決裁権限表」に上記取締役会規程と平仄を合わせる形で「5千万円以上の投融資」については、取締役会が決裁権限者であると定められている。そうすると、本件融資証明書に記載されているような100億円の融資を実行するに際しては、ADCの社内規程としても取締役会の決議事項に該当することが認められる。

したがって、本件融資証明書にかかる100億円の融資の実行は「重要な財産の処分」に該当することは明らかであろう<sup>11</sup>。

他方で、前述したとおり、本件融資証明書は外部的に利用されておらず、実際にADCが100億円もの資金を■■■■に交付した事実も存在しないため、結果的にADCには実害が生じていない。また、先に検討したとおり、本件融資証明書の法的拘束力は現時点では認められず、本件融資に関する融資利率や返済日も未確定であり、当事者間において特段これらの条件に関する協議が実施された事実が確認されなかったことからすれば、当事者間の認識としては、本件融資証明書は法的義務を課すことを目的としたものではなく、融資に向けた一種の意向表明程度の意味しか持たないものと考えられる。これらの事情からすると、融資証明書の作成時点までに「重要な財産の処分」を承認する取締役会決議を経る必要はないとの反論・立論も想定されるところである。

しかし、会社法第362条第4項の意義が、重要な経営事項についての慎重な決定を求めるとともに、代表取締役の専横を防止する趣旨に基づくことに鑑

<sup>10</sup> 東京弁護士会会社法部編『新・取締役会ガイドライン 第2版』（商事法務 2016年）210頁参照。

<sup>11</sup> 仮に、「重要な財産の処分」に該当しないとしても、会社法第362条第4項柱書の「その他の重要な業務執行」に該当することになる。

みると<sup>12</sup>、同条項は行為規範であり、結果の妥当性、あるいは、会社のために利益または損害を与えたか否かは、取引開始時点で取締役会の付議事項となるか否かの判断基準にはならないものと解すべきである<sup>13</sup>。このような解釈は、会社法第362条第2項第1号に規定されている取締役会の職務権限が「業務執行の決定」とされている点とも整合的である。

前述したとおり、本件融資証明書の作成、及び交付し得る状態に置いたこと自体により、100億円の「貸す義務」が発生する余地がある以上、そのような重要な行為を行うに当たっては、                    との取引開始時点（本件融資証明書作成前）において、取締役会で十分な協議を行った上、慎重な決定がなされるべきであったといえる。

以上より、上記反論は、会社法第362条第4項の趣旨を没却するものとして失当であり、本件融資証明書の作成にかかる100億円の融資の実行が「重要な財産の処分」に該当するとの結論に変わりはない。

そうであるにもかかわらず、ADCにおいては、本件融資証明書の作成に際して、取締役会の決議を経ず、事後的にこれを承認・追認する決議もなされなかった。

したがって、ADCの代表取締役であったアンセムウォン氏が行った、取締役会の決議を経ない本件融資証明書の作成は、稟議規程及び取締役会規程に違反するほか、会社法第362条第4項第1号に違反する法令違反行為である。

よって、民法第644条、会社法第330条、同法第355条の取締役の善管注意義務・忠実義務に違反し、会社法第423条の任務懈怠責任を構成するものと評価せざるを得ない<sup>14</sup>。

#### ウ 会社法違反の可能性（多額の借財）

本件融資証明書第6項に記載されている「本融資は、別添の                      
                    による弊社グループへのファイナンスを停止条件と致します。」との停止条件は、ADC（ADCグループを含む）が                    からの借入（以下「本件借入」という。）を受けることが前提であり、ADCはその借入を受けた金員を                    に対する融資の原資とすることが読み取れる。

当該借入金額は、本件融資証明書の記載のみからは明らかではないが、関係

<sup>12</sup> 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法第4巻―機関・1』（中央経済社 2008年）505頁参照。

<sup>13</sup> 野山宏『判解』（曹時 48巻10号 1996年）159頁参照。

<sup>14</sup> ただし、本件融資証明書の法的拘束力は消極的に解されることから、取締役の任務懈怠によって会社に損害が発生したものは評価できない。

当事者間の認識として、本件融資の目的である本件不動産の客観的な価値が100億円を優に超えるものであること、及び第102期のADCの財政状況及び経営成績に照らすと、2022年3月31日時点のADCの連結貸借対照表上の現預金残高は約6億2400万円にとどまるとともに、連結損益計算書における経常損失は約2億8800万円、当期純損失は約19億8800万円を計上しており<sup>15</sup>、ADCグループの手元資金から100億円規模の貸付を行う能力は認められないことからすると、本件融資を仮に実行する場合には、ADCを含むADCグループは[ ]より少なく見積もっても数十億円規模の借入を実施する必要があるものと認められる。

そうすると、本件融資証明書に記載された停止条件を成就させるために、ADCにおいて[ ]より借入を受けるとの意思決定をした場合には、当該借入は、会社法第362条第4項第2号の「多額の借財」に該当するものと評価される可能性がある。

「多額の借財」該当性についても、前記平成6年最判の基準に則して、当該借財の額、その会社の総資産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的、及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断される（東京地判平9・3・17判時1605号141頁）。重要な財産の処分の判断と同様、その多額性の判断に際しては、各社が定める取締役会規則等の内部基準も同文言の該当性の判断に当たって、特に重要な考慮要素となるものと理解されており、実務的には、総資産の1%程度または資本金の3%～12%程度の基準が用いられることもある<sup>16</sup>。

これを本件についてみると、ADC（単体）の第102期における総資産は約32億5800万円、資本金（2022年7月22日時点）は約62億7500万円、経常損失は約2億5800万円であることからすると、数十億円規模の借入を想定する場合には、ADCの財務状況に照らして異常に高額な借入金額であると評価できる。

また、本件借入の目的は、純然たるADCの資金調達目的というより、本件不動産の購入スキームの一部（[ ]の不動産の購入資金の融通）であり、ADCの事業内容、及び定款の目的事項に照らしても、同社の通常の業務執行から生じる取引ではないものと判断される。

そして、ADCの取締役会規程第11条第1号（チ）においては「1件2億円以上の借入」については、取締役会の決議事項であると定められており、他

<sup>15</sup> 有価証券報告書を参照すると、過去4年間（第98期～第101期）においても、ADCの赤字体質は継続しており、ADCに資金余力は認められない。

<sup>16</sup> 前掲東京弁護士会会社法部編154頁参照。

方で稟議規程においては、第5条及び別表の「決裁権限表」において「1億5000万円以上の借入」については、取締役会が決裁権限者であると定められている。

そうすると、本件融資証明書第6項の停止条件である[ ]からの本件借入について、借入後の融資先である[ ]が本件不動産を購入可能となる金額の融通（少なくとも、数十億円程度）が想定されている場合、当該[ ]からの借入は、ADCの社内規程としても取締役会の決議事項に該当することが認められる。

したがって、本件融資証明書に記載されている[ ]からの本件借入の実行は「多額の借財」に該当することは明らかである。

以上の検討からすると、本件融資証明書の作成後に、ADCが[ ]から上記金額規模の借入を受けるとの意思決定をし、具体的な交渉等を行うためには、ADCにおいて取締役会の決議を経ることが適切である。本調査において確認された事実関係からすると、ADCが[ ]に対して借入の打診や交渉を行った事実は確認されていないものの、仮に、取締役会決議（事後的な承認・追認決議を含む）を経ずに[ ]との借入に関する具体的な交渉等に至っていた場合には、稟議規程及び取締役会規程に違反するほか、会社法第362条第4項第1号に違反する法令違反行為と評価される可能性がある。その場合には、民法第644条、会社法第330条、同法第355条に規定する取締役の善管注意義務・忠実義務違反が生じ、会社法第423条の任務懈怠責任を構成する可能性も想定され得る<sup>17</sup>。

### （3）内部統制上の問題点

上述したとおり、本件融資証明書に代表者印が捺印された当時、代表者印は特定の使用者がいないフリーデスクに無施錠のまま保管され、事実上、誰もが第三者の目に触れることなく、無断で捺印を行うことができる状況にあった。代表者印は法務局への登録印であり、濫用されることにより会社として不測の損害を被るおそれのある非常に重要なものであって、当然厳重な管理が求められる。それにもかかわらず、無施錠のデスクに保管し、第三者の監視の目の行き届かない状況に置いていたことは、内部管理体制の杜撰さを物語っている。

2022年4月15日に印章管理規程が改正されて以降、代表者印は、同規程に定める保管責任者がデスクにて施錠保管し、押印に際しては、同規程に基づき、押印申請者が、必要事項を記載した捺印申請書に、押印を必要とする文書及び同

<sup>17</sup> なお、損害賠償責任の発生については、「重要な財産の処分」における検討と同様、会社に発生した損害が観念できないことから、消極に解される点には留意が必要である。

文書が稟議を必要とする場合は稟議書を添付の上、複数の担当者に回付し、同捺印申請書が承認された場合にのみ、保管責任者が自ら文書に押印する運用がなされている。

A D Cは、2022年3月22日以降、上記の捺印申請書による捺印申請フローを導入しており、本件融資証明書に関しても、各担当者の承認印の捺印がある2022年3月25日付の捺印申請書が存在する。

もともと、実際に同捺印申請書が作成、回付された時期は、本件融資証明書への捺印時期との先後も含め不明である。また、捺印申請書の回付に際して本件融資証明書の原本もしくはその写しが添付されていたか否かも不明であるところ、同捺印申請書には、融資金額の記載がなく、その目的についても「ファイナンス相手方に対して融資証明を行うため」との記載があるのみで、どのような背景、理由、必要性のもとで融資証明を作成するのかに関する具体的な記載もない。同捺印申請書を回付したところで、各担当者において実効性のある審査は期待しがたく、形式的な回付手続を履践したという以上の意味を持たない。

さらに、代表者印はフリーデスクに無施錠で保管され、事実上、捺印申請手続を経ることなく、無断で押印することが可能であったことから、当時の捺印申請フローは、もとより実効性を欠くものであったと言わざるを得ない。

当時においても、現在のような印章保管及び捺印申請の手続、審査が徹底されていれば、本件融資証明書の押印過程において、当該融資がA D Cの規模に照らして異常に高額であることから、取締役会規程、稟議規程といった社内規程の内容からしても、取締役会における決議事項であることを容易に認識し得たはずであり、取締役会の承認決議を経ていない本件融資証明書の作成に歯止めをかけることは十分に可能であった。

したがって、印章管理にかかる内部管理体制の不備は、本件の事態発生を招いた要因の1つであったと考えられる。

#### 第4 結語

本調査の結果、本件融資証明書の作成に際して取締役会決議を経ていなかったことは、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（重要な財産の処分）を構成することが認められる。

また、A D Cが ██████████ との間において具体的に借入の協議または交渉を行っていた場合は、取締役会規程違反・稟議規程違反・会社法違反（多額の借財）を構成する可能性があると思料する。

そのほか、代表者印の管理に関して内部統制上の問題点が検出された。

以上

2022年3月25日

株式会社 田中

融資証明書

住所 東京都中央区勝どき1-13-1

イスイビル・カチドキ4F

氏名 アジア開発キャピタル株式会社

代表取締役社長 アンセルム ウェン

弊社は、貴社または貴社ご指定のSPCに対し、以下の通り、融資することを本書にてお示しいたします。

- 1 融資金額 金100億円
- 2 実行日 2022年4月30日限り
- 3 資金使途 後記不動産の取得資金
- 4 融資利率 別途合意と致します。
- 5 返済日 別途合意と致します。
- 6 本書の有効期間は、2022年4月30日限りとさせていただきます。また、本融資は、別添の [REDACTED] による弊社グループへのファンデンスを停止条件と致します。

以上

(対象不動産)

所在地 東京都港区 [REDACTED]

面積 219坪

以上